

公立大学法人熊本県立大学
平成20年度 年度計画
「もっこすプラン2008」

平成20年3月

公立大学法人熊本県立大学

はじめに

熊本県立大学は、めでたく創立60周年を迎えました。今日まで、女子専門学校の2年間と熊本女子大学の44年間があり、また、男女共学の熊本県立大学になってから14年を経ました。昨年度は、じっくり一年間、春夏秋冬にわたり前進の礎となるシンポジウムを周年行事として実施しました。春・進歩〈シンポ〉では「大学の学問」について高校生と向かい合い、夏・進歩では後援会の皆様にご参加いただき「キャリア形成」について考え、本学の大学祭である白亜祭行事と連携した秋・進歩では「世界に伸びる熊本県立大学」として「広い視野を持ち、将来を展望する機会」を学生に提供し、そして、冬・進歩では「大学と社会」というテーマのもとに多くの卒業生が参集しました。私は、この60周年事業の企画にあたり、法人化後の大学運営で最も重要なステークホルダーとの豊かな関係構築を意図しました。「伝統を守ること」と「大学改革」を表裏一体に進めるためには、熊本県立大学に強い関心を示すステークホルダーからの「大学に対する価値評価」をこれまでも増して意識すべきだと考えたからです。

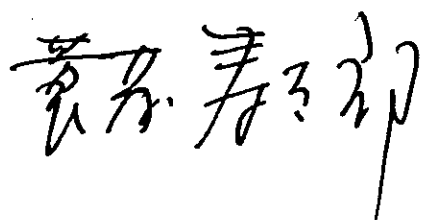
日本では、76の公立大学、87の国立大学、そして大多数を占める私立大学を含めた746の大学が、大学間競争を熾烈に繰り広げていますが、昨年は競争から連携への異変が見えた一年でもありました。また、運営費交付金等公費投入が多い国公立大学に対しては、一層の価値向上を望む国民の強い声があります。

公立大学法人熊本県立大学は、大学の価値向上に果敢に挑戦しています。地域に大きく根を張り、世界という大空に枝葉を伸ばす大樹をイメージしながら一丸となって努力しています。法人運営に当たっては、平成23年度までを見込んだ「中期目標」を達成するための「中期計画」を策定しています。ところで、この平成20年度計画には「もっこすプラン2008」の呼称をつけていますが、これは、その中期計画と一体となった年間のアクションプランを計画通りに遂行するため、年度を区切り先送りすることなく、選択と集中の大学改革を計画的に推進する「一途な取組」とご理解ください。

平成20年度計画の特徴は、第一には、新カリキュラムのスタートに伴う教育改革にあり、第二には、60周年後のこれからの将来展望を盛り込んだ取組にあります。また、教室設備の改善や美しいキャンパスとしての快適環境の整備など学生の教育研究環境の改善への徹底した取組に併せ、運営面では、自己点検評価を軸とした自律的な大学改革への取組を根幹に盛り込んでいます。

そしてもちろん、この年度計画には、大学にとって必須である「丁寧な教育」、「魅力ある研究」、「国民の目線を捉えた地域貢献」に向かう取組が記されています。どうぞご高覧を賜り、お気づきの点などご指摘、ご教示いただけたら幸いです。

公立大学法人熊本県立大学 理事長



目 次

I	年度計画の期間	1
II	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための平成20年度計画	1
1	教育に関する目標を達成するための平成20年度計画	1
(1)	教育内容等に関する目標を達成するための平成20年度計画	1
①	入学者受入れに関する目標を達成するための平成20年度計画	1
②	教育内容・方法に関する目標を達成するための平成20年度計画	3
③	教育の質の向上に関する目標を達成するための平成20年度計画	11
(2)	教育の実施体制等に関する目標を達成するための平成20年度計画	13
2	研究に関する目標を達成するための平成20年度計画	16
(1)	目指すべき研究の方向及び水準に関する目標を達成するための平成20年度計画	16
(2)	研究実施体制等に関する目標を達成するための平成20年度計画	19
3	地域貢献に関する目標を達成するための平成20年度計画	21
4	国際交流に関する目標を達成するための平成20年度計画	26
5	学生生活支援に関する目標を達成するための平成20年度計画	28
III	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための平成20年度計画	32
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための平成20年度計画	32
(1)	組織体制の整備	32
(2)	意思決定過程及び実施過程の整備	33
(3)	学内の人材や情報の有効活用と学外者の積極的参画	33
(4)	大学運営への学生意見の反映	34
2	教育組織の見直しに関する目標を達成するための平成20年度計画	35
3	人事の適正化に関する目標を達成するための平成20年度計画	36
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための平成20年度計画	37
(1)	事務の簡素化・合理化の推進	37
(2)	効率的な事務処理の推進	37
IV	財務内容の改善に関する目標を達成するための平成20年度計画	38
1	自己収入の増加に関する目標を達成するための平成20年度計画	38
2	経費の抑制に関する目標を達成するための平成20年度計画	39
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための平成20年度計画	40
V	教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標を達成するための平成20年度計画	41
VI	教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための平成20年度計画	42

VII	その他業務運営に関する重要目標を達成するための平成20年度計画	・・・	43
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための平成20年度計画	・・・	43
2	安全管理に関する目標を達成するための平成20年度計画	・・・	44
3	人権に関する目標を達成するための平成20年度計画	・・・	45
VIII	平成20年度予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	・・・	46
IX	短期借入金の限度額	・・・	47
X	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	・・・	47
XI	剰余金の使途	・・・	47
XII	その他	・・・	47
○	用語の解説	・・・	48

I 年度計画の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

【中期目標】

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

公立大学法人熊本県立大学は、次のような人材を育成する。

<学士課程教育>

論理的思考能力の育成を重視し、自ら課題を抽出・設定し、課題分析・総合的判断ができる能力を有する人材を育成する。

また、積極性、自律性及び行動力を身につけた、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材を育成する。

さらに、地域社会及び国際社会に興味・関心を有し、異質性を認めることができ、協調性があり、社会において人的ネットワークの形成ができる能力を涵養する。

<大学院教育>

各分野において、地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題について発見・解決できる実践的能力を備えた専門職業人（社会人の再教育を含む。）や研究者の養成を目指す。

(1) 教育内容等に関する目標

① 入学者受入れに関する目標

ア 本学の理念や目標を踏まえた各学部・研究科の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、積極的に公表する。

【中期計画】

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組

1 教育に関する目標を達成するための取組

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための取組

① 入学者受入れに関する目標を達成するための取組

ア 各学部・研究科の入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）を、大学案内などの広報誌やホームページなどの各種広報媒体を通じて公表する。特に、県内の高等学校などには大学案内を送付し、入学希望者や進路指導担当者へ直接広報する。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための平成20年度計画

1 教育に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための平成20年度計画

① 入学者受入れに関する目標を達成するための平成20年度計画

ア 学部、研究科毎の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー（※1））を大学案内、募集要項等の冊子媒体に加え、大学ホームページや携帯電話サイトでも発信する。

学部に関しては、大学の認知度を高めるため、従来の入試広報に加え、大学行事の周知にも努め、県内高等学校の行事予定を十分把握した上で、オープンキャンパス（※2）、進学ガイダンス、学部・学科説明会等の日程を調整し計画的に展開する。

また、県外からの志願者増を図るため、県外（九州内）への高校訪問や出張講義を一層積極的に展開する。特に平成20年度は、鹿児島と宮崎において、入試広報を兼ねた熊本県立大学講演会を開催する。

大学院に関しては、新たに導入した長期履修制度（※3）の有効活用に向け社会人選抜等の広報を強化する。

イ 高等学校進路指導担当者からの意見聴取、新入生アンケートを通じ、高等学校の要望を認識するとともに、今日的大学ニーズを反映した選抜制度を検討する。

また、優秀な学生を早期に確保する観点から、文学部と環境共生学部食健康科学科についてもAO入試（※4）導入の可否を検討する。また、総合管理学部の一般選抜前期日程試験での個別学力検査の導入についての検討も行う。

さらに、多様な人材を受け入れるための選抜制度の可能性について全学的な

視点で検討を行う。

【中期目標】

イ 適正な入学定員を設定するとともに、多様な選抜方法による入学試験を実施し、各学部・研究科の入学
者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を確保する。

【中期計画】

イ 大学入試制度の状況や入学者選抜の評価、入学者の追跡調査結果等を踏まえ、適切な定員を設定し、入
学試験における試験教科・科目の設定、募集人員の配分、推薦入学の選抜方法等を適宜検証し、必要な改
善を行う。

ウ 高校訪問、出張講義、進学説明会、学部・学科説明会、進学ガイダンス、オ
ープンキャンパス、大学祭等の機会を捉え、きめ細やかな広報活動を行う。実
施にあたっては、平成19年度のアンケート調査結果を踏まえて内容の充実を
図るとともに、高等学校の行事日程との調整を十分に行い、一人でも多くの高
校生の参加が得られるよう細心の注意を払う。

また、“高大連携 SUMMER COLLEGE”（※5）を平成20年度も実施する。

なお、高校と大学の接続の観点から入学前教育の拡充を図り、AO入試や推
薦入試などの合格者を対象とした入学前学習支援プログラムを全学部で実施す
る。

【中期計画】

ウ 優秀な学生・目的意識を持った学生を確保するため、高校とも連携しながら、説明会、出張講義、オ
ープンキャンパス等を実施する。

エ 熊本県教育委員会との協定に基づき、高大連携のモデル高校5校と、先行モ
デルとなる取組を平成20年度も継続して実施する。これに加え、平成20年
度は、私立高校との連携について検討する。そして、取組の成果を県内の各高
校に対し広く伝える。

【中期目標】

ウ 大学院において、社会人の受入れを積極的に進める。

【中期計画】

エ 大学院に進学を希望する社会人を取り巻く環境に配慮し、社会人特別選抜や昼夜開講を行うとともに、
3年以内に長期履修制度の導入を検討し、実施する。

オ 大学院においては、社会人を積極的に受け入れるため、社会人特別選抜の入
試日程を土、日曜日に設定する。

また、大学院講義等については昼夜開講を実施する。

さらに、平成20年度から導入する長期履修制度についての広報に努める。

【中期目標】

② 教育内容・方法に関する目標

<学士課程教育>

ア 学士課程教育では、幅広い視野や課題探求能力を身につける教育を重視、充実する。また、他者と理解し合い、共生していくため、コミュニケーション能力（議論する能力、英語等外国語運用能力、情報を活用する能力（情報リテラシー））の育成を重視した教育を実施する。

さらに、現実的な課題に柔軟に対応できるよう、地域に学ぶことを重視し、実践的・総合的な教育を充実する。

【中期計画】

② 教育内容・方法に関する目標を達成するための取組

<学士課程教育>

ア 教養教育と専門教育が一貫した教育体系のもとで教育効果を高められるようカリキュラムを編成する。そのための権限と責任を持った全学的な管理・運営体制を整備する。

② 教育内容・方法に関する目標を達成するための平成20年度計画

<学士課程教育>

ア 学長を長とする教務委員会により、全学のカリキュラム（※6）の管理・運営を行う。

イ 平成20年度入学者に対して、新カリキュラム1年目としての教育を実施する。

【中期計画】

イ 学年、学部（学科、専攻、コース）に応じたキャリアデザイン教育システムを構築し、実施する。

ウ 平成20年度からの新カリキュラムで新たに開講するキャリアデザイン科目群を中心に、キャリアデザイン教育（※7）のシステム化を図る。具体的には、必修科目の「キャリア形成論」と「プレゼミナール」（※8）で初年次キャリア教育を強化する。また、すべての学習や経験が蓄積されるよう本学独自のキャリアフォリオ（ポートフォリオ（※9））の全学的普及を図る。さらに、キャリアサポートプログラムである就職相談や資格試験受験対策講座などとも有機的連携を図ることで、小規模大学の利点を生かした本学独自のキャリアデザイン教育システムを推進する。

エ インターンシップ（※10）派遣者数を高水準で維持する。

オ 1年次を対象とした適性テストの実施や自己理解の講座等を展開するなど、学年次に即したキャリアガイダンス（※11）、セミナーを拡充する。

【中期計画】

ウ 現実的課題や地域課題に関心を持ち、対応できる能力を高めるため、体験的、実践的な学習を推進する。具体的には、次のような教育と地域課題解決を結びつけた取組を行う。

（ア）「もやいすと」育成プログラムをカリキュラムに位置づけ、全学的に取り組み、地域との連携、協力を得ながら、学生が、地域の自然、歴史、文化、産業等について、専門の枠を越えて、様々な体験、調査活動等を通じて学び、自ら課題を認識・発見し、それらの解決方法を地域に提案する。

（イ）学部教育において、受託調査・受託研究事業等により、地域の課題を教材として取り上げ、それらの解決方法を提案するような授業を実施する。

（ウ）フィールドワークの実施方法、内容を充実する。

カ 現実的課題や地域課題に関心を持ち、対応できる能力を高めるため、平成19年度の取組を踏まえ、次のとおり、体験的、実践的な教育を推進する。

（ア）「もやいすと」育成プログラム（※12）については、全体プログラムを構築し、大学全体の取組として定着を図る。

- ・ 「もやいすとジュニアコース」は、1年生全員が参加するプログラムとして実施する。その導入プログラムとして、教養教育の地域理解科目群「新熊本学」（※13）を1年生の必修科目とする。平成20年度は、「新熊本学：熊本の文化と自

然と社会」の履修目標学生数を150人程度と設定して実施する。また、包括協定自治体（※14）、企業の協力を得て、フィールド数を2か所程度で学内での講義に加え、学外での地域活動プログラムを実施する。また、各学部で1年次から2年次にかけて学年全員を対象として実施するフィールドワーク（※15）を地域活動プログラムとして位置づけ実施する。

- ・ 「もやいすとシニアコース」については、キャリアデザイン科目群の「インターンシップ」において、包括協定自治体に派遣する地域インターンシップの導入を検討する。また、各学部で独自に取り組むフィールドワークや演習科目における地域での調査活動との連携を図る。「もやいすとスーパーコース」では、地域課題の解決のための具体的方策などをテーマとした卒業研究や大学院での研究に結びつける。
- ・ 本学の教員が実施した研究や地域連携活動の成果等を反映して執筆した教科書「熊本学のススメ」を刊行し、「もやいすと」育成プログラムで活用するとともに、「新熊本学」（6科目）の授業テキストとしても活用する。
- ・ 「質の高い大学教育推進プログラム」へ申請し、採択を目指す。

【中期計画】

エ 英語教育のカリキュラムについて、各学部の専門領域との連携を図りながら、英語の4技能（読む、聞く、書く、話す）をバランスよく身につけさせるための見直しを行う。また、授業等でのCALL（Computer Assisted Language Learning）の活用やTOEIC®等の単位化等を引き続き行うとともに、学生の能力・意欲に応じた履修が可能となるようカリキュラムを見直す。
文学部英語英米文学科においては、専門教育との連携を図りながら、英語コミュニケーション能力の一層のレベルアップを図り、卒業時までにはTOEIC®800点以上を目指す。

キ 平成20年度入学者から新カリキュラムによる英語教育を行う。

教養教育の新カリキュラムとして「Advanced English」を設けたことにより、より高度な能力を身につけた人材の育成に努める。また「TOEFL®（※16）対策講座」等を通じ、特定のスキルを身につけた人材の育成を図る。なお、これらについては、3学部において卒業要件単位として認めることとする。

(ア) 文学部英語英米文学科においては、学生のTOEIC®（※17）受験状況及び成績の実態を適時把握し、適切な支援を行う。また、TOEIC®で測定される英語運用能力を段階的に伸ばさせ、目標とする800点以上のスコアが達成できるよう、平成20年度から開講する現代英語運用科目については、各科目担当教員間で学習目標、指導内容及び指導方法の検討を行う。

TOEIC®の試験内容と指導方法の研修（FD（※18）研修）を継続して行い、平成20年度以降の新カリキュラムへの反映について検討する。さらに、教員主導型のTOEIC®試験直前講座を発展させた、学生の主体的な学習を促すTOEIC®対策を実施する。

【中期計画】

オ 英語以外の外国語教育については、異文化理解の促進や言語教育の多様性を確保しつつ、目的や必要性、学生のニーズを踏まえたものとなるよう、位置づけの明確化及び教育内容の見直しを行う。

ク 英語以外の外国語教育については、平成20年度入学者から新カリキュラムによる教育を行う。

新カリキュラムでは、初修外国語教育に重点を置き、これまでの、第二外国語を週1回学ぶクラスに加え、週2回学ぶクラスを新たに設け、文学部の学生については必修とし、他学部学生についても第二外国語習得に意欲を持つ者は履修できるようにする。

【中期計画】

- カ 情報教育においては、次のような取組を行う。
 - (ア) 高校における情報教育との継続性を図り、コンピュータ利用スキル（タッチタイピング能力、文書作成能力、データ集計能力、情報検索・発信能力、プレゼンテーション能力）とともに、情報モラルを習得させるための情報処理基礎科目を全学共通の必修科目として設定する。
 - (イ) 各学部の特長領域との連携推進の観点でカリキュラムの点検・見直しを行う。
 - (ウ) 授業において情報機器を積極的に利用する。

ケ 平成20年度入学者から新カリキュラムによる情報教育を行う。
新カリキュラムでは、全学共通の必修科目として新たに「情報処理入門」を開講し、コンピュータスキルとともに情報モラルにも重点をおいた授業を実施する。

【中期計画】

- キ 双方向性の確保により授業内容を充実するため、少人数教育を行う。

ク 授業評価アンケートの分析結果やFD研修等を活用して、少人数教育のあり方について検討する。

なお、教養科目の英語教育や情報教育については、シラバス（※19）の統一化を図り、担当教員間で情報交換、FD等の機会を設ける。

【中期計画】

- ク 実践的・実務的科目については、理論と実務を融合させるため、実務家による講義を実施する。

カ 「新熊本学：地域社会と企業」等において実務家による講義を実施する。なお、実施に当たっては、平成18年度に整備した特別教員制度（※20）を活用する。

また、本学と協定を締結した企業等の第一線で活躍する人達が講義を担当する「協力講座」については、新たに2社の協力を得て、4社による教養科目4科目（「エネルギーと社会」、「情報と社会」、「現代社会と企業」、「マスメディア論」）、総合管理学部の専門科目1科目（「地域流通経済論」）を開講する。

【中期計画】

- ケ 研究成果発表会や各種コンテスト等を通じて、ディベート、スピーチ、プレゼンテーションなど各学部の特性に合った総合的コミュニケーション能力育成のための取組を実施する。

シ 総合的コミュニケーション能力育成のため、全学的には、プレゼンテーション・イングリッシュ、卒業論文発表会、学部生・大学院生の研究成果発表会、自主研究事業発表会を実施する。また、総合管理学部における第5回ITコンテストなど各学部の特性に合った取組を実施する。

【中期目標】

- (ア) 教養教育では、幅広い視野や考え方、豊かな人間性を育むとともに、学生の課題探究心や主体的に学習する意欲を引き出し、社会への関心、職業観を身につけさせる教育を行う。

【中期計画】

【教養教育】

- コ 教養教育と専門教育の管理・運営体制を整備し、現行カリキュラムの見直しを行い、全学共通のカリキュラムを編成・実施する。

【教養教育】

(ア)平成20年度入学者に対して、新カリキュラム1年目としての教育を実施する。
新カリキュラムでは、新たな科目群として「地域理解」、「キャリアデザイン」を設ける。

【中期計画】

サ 全教員が教養科目の開講・運営に関与する。

(イ)平成20年度入学者から実施する新しい教養教育カリキュラムにおいても、学科、コース単位で全教員が教養科目を担当する。

【中期計画】

シ 学生の基礎的な学習能力を高めるため、1年前期に導入基礎教育として実施しているプレゼминаールを充実する。

(ウ)平成20年度入学者から実施する新しい教養教育カリキュラムにおいて、「プレゼминаール」を全学部共通の必修科目として実施する。

なお、「プレゼминаール」実施に当たっては、新設するキャリアデザイン科目「キャリア形成論」と連携し、初年次教育の充実を図る。

【中期計画】

ス 「新熊本学」等の地域関連科目の内容を充実するとともに、体系化して教養教育の領域として設定する。

(エ)平成20年度入学者から実施する新しい教養教育カリキュラムにおいて、「新熊本学」6科目で構成する科目群「地域理解」を新設し、1年生全員が履修する科目として「新熊本学」を位置づける。

【中期目標】

(イ)専門教育では、生涯学び続ける基礎を培うため、専門基礎を正確に把握させる教育と、広い視野を持ち、学問を総合的に把握し、課題を探究できる幅広い教育を行う。

【中期計画】

【専門教育】

セ 時代の変化や要請に的確に対応した教育を行う。また、教育課程について、総合性と専門性のバランスのとれた系統的なものとなるよう、授業科目の点検・評価を実施し見直しを行う。

【文学部】

高度な人文的教養の涵養と、地域社会や国際社会に貢献する職業人として能力育成を目指し、社会や学生のニーズ等に対応しながら、学部のカリキュラム及び体制の見直しを2年以内に検討し、より充実した教育を実施する。

【環境共生学部】

環境に関する諸問題を認識するとともに、環境共生に係る知識や関心を専門的に深化するためのカリキュラムを引き続き実施する。また、現場での体験、実地調査を重視し、実証的な教育を実施する。

【総合管理学部】

社会における諸問題の発見とその解決に向けた政策立案能力と、それを実践する実行力を持つ有為な人材を育成するために、幅広い視点を持ちつつも、深い専門性を持つことができるよう、第4 Semester以降において4つのコース（「パブリック・アドミニストレーション」「ビジネス・アドミニストレーション」「情報管理」「地域・福祉ネットワーク」の各コース）を設定する。併せて、学生が明確な目的意識を持ち、学習できるよう指導する。

【専門教育】

(ア)時代の変化や要請に的確に対応した教育を行う。

(イ)平成20年度入学者に対して、新カリキュラム1年目としての教育を実施する。

<文学部>

平成20年度から実施する新カリキュラムの目標に沿って教育と指導に当たる。また、次年度以降のカリキュラムの円滑な運営が行われるよう配慮し、必要な準備を進める。

<環境共生学部>

- a 環境に関する諸問題を認識するとともに、環境共生に係る知識や関心を専門的に深化するためのカリキュラムを実施する。また、地域における環境問題を総合的に捉え理解するため、森林、里山、水源、河川、干潟、沿岸海域等、熊本地域の多様な環境資源をフィールドワーク、アセスメント実習等に活用するとともに、関連する研究機関、施設等における臨地実習等を積極的に実施する。
- b 環境共生学部は新学科制となり、各学科において人材養成の目的を掲げ、教育、指導に当たる。
- c 環境資源学科では、定員増後の1学年30名に対応したアセスメント実習や学生実験を行う。

<総合管理学部>

各コース長を中心に、「パブリック・アドミニストレーション(※21)」、「ビジネス・アドミニストレーション」、「情報管理」、「地域・福祉ネットワーク」の4コース制による教育体制の充実を図り、学生がより一層目的意識をもち、学習できるような環境づくりを行う。

【中期計画】

ソ 学年、学部(学科、専攻、コース)に応じたキャリアデザイン教育システムを構築し、実施する。(再掲)
タ インターンシップやキャリアガイダンスを充実する。

【文学部】

専門性はもとより、より質の高い教員の養成を図るため、各学科の専門教育と学科を越えた学部共通カリキュラムについて検討し、実施する。

【環境共生学部】

「環境共生学」を基礎とし、研究能力・問題解決能力が高く応用力のある人材を育成するための教育を実施する。学生が専門知識の習得と調査・分析技能をバランスよく習熟できるよう、各分野の専門教育と専門知識を基礎とする実験・演習科目、野外・実践臨地実習を展開し、関連する資格の取得を支援する。

管理栄養士国家試験については、合格率90%以上を目標として設定し、そのための支援を強化する。

【総合管理学部】

教員免許、システム・アドミニストレータをはじめとした卒業後役に立つ資格の取得に向けた支援を強化する。

(ウ) 平成20年度からの新カリキュラムで新たに開講するキャリアデザイン科目群を中心に、キャリアデザイン教育のシステム化を図る。具体的には、必修科目の「キャリア形成論」と「プレゼминаール」で初年次キャリア教育を強化する。また、すべての学習や経験が蓄積されるよう本学独自のキャリアフォリオ(ポートフォリオ)の全学的普及を図る。さらに、キャリアサポートプログラムである就職相談や資格試験受験対策講座などとも有機的連携を図ることで、小規模大学の利点を生かした本学独自のキャリアデザイン教育システムを推進する。(再掲)

(エ) インターンシップ派遣者数を高水準で維持する。(再掲)

(オ) 1年次を対象とした適性テストの実施や自己理解の講座等を展開するなど、学年次に即したキャリアガイダンス、セミナーを拡充する。(再掲)

<文学部>

- a 平成20年度から実施する新カリキュラムに即した体制の検討を行う。
- b 新設科目「キャリア形成論」について、学部の実情をふまえて具体化して実施、定着させる。

<環境共生学部>

各資格に対する社会の要請やそれらの位置づけ及び取得に関する情報収集を広く行い、学生に提供するとともに、各資格に関する科目の修得モデルについて改良を行う。

[生態・環境資源学専攻]

環境計量士・技術士補などの受験者をさらに増加させ、合格率を上げる。

[居住環境学専攻]

建築士養成のシステムの変更に対応するよう、カリキュラムや教育体制を見直す。

[食・健康環境学専攻]

a 管理栄養士国家試験の合格率90%以上を達成するため、模擬試験の実施などの支援を行う。

b 解剖学実習や生物学実習の授業の中で、医療機関等に協力を依頼し、基礎及び臨床医学に関連する実地見学を実施する。

c 管理栄養士臨地実習体制を強化する。

d 栄養教諭教育実習実施体制を整備する。

<総合管理学部>

a 初級システムアドミニストレータ(※22)資格取得支援のため、資格や試験内容の紹介などを行うとともに、後援会(※23)と連携して初級シスアド講座を実施し、受験者増に向けた活動を推進する。また、平成21年度から実施される新情報処理資格試験の情報を学生に提供する。

b 新入生に対し、新入生オリエンテーションにおいて教職に関する説明会を、また在学生に対しては、4月上旬に教職科目履修説明会を開催する。さらに、教職志望の学生からの教職課程や試験に関する質問・相談に対して個別指導・相談を随時実施する。卒業生(現職教員)と教職を目指している学生との交流会を実施する。さらに、教育実習前の3年次において現場の見学を行う。

c 学生からの希望に応じて、公務員試験に関する説明や助言を行う。

【中期目標】

イ 教育効果の向上を図るため、多様な教育方法や手段を講じる。

【中期計画】

チ きめ細やかな教育を行うため、大学院生によるTA(Teaching Assistant)制度を充実する。

ス 大学教員養成及びTAD(ティーチングアシスタント・デベロップメント(※24))の一環として、大学院生(特にTA(※24))にFDへの参加を促す。

【中期計画】

ツ 効果的な授業の実施・補完、自己学習の支援等のため、e-ラーニングを導入する。

セ 学術情報メディアセンター語学教育部門で整備したネットワーク機能やCALL(※25)システムの利用について、学生への開放時間を延長する。

ソ CALLシステムに加え、e-ラーニング(※26)の導入について、教務委員会で審議のうえ、学術情報メディアセンターが推進主体となって検討する。

【中期計画】

テ 幅広い科目を提供するため、他大学と連携し単位互換制度の拡充を図る。

タ 総合管理学部と熊本大学法学部、熊本学園大学商学部、経済学部との間で実施している単位互換制度（※27）について、学生の活用を促進する。

【中期計画】

ト 高校や県教育委員会等との連携により高校教育と大学教育双方の充実改善に資する高大連携の取組を推進する。

チ 熊本県教育委員会との協定に基づき、高大連携のモデル高校5校と、先行モデルとなる取組を平成20年度も継続して実施する。これに加え、平成20年度は、私立高校との連携について検討する。そして、取組の成果を県下の各高校に対し広く伝える。

ツ モデル高校との高大連携の状況等をテーマとして、熊本県教育委員会との協議、熊本県高等学校校長会との懇談会を実施する。

テ 出張講義を実施するとともに、文部科学省の研究指定校等との高大連携事業に取り組む。

ト 推薦入試合格者等を対象とした入学前学習支援プログラムを、全ての学部において実施する。

サ “高大連携 SUMMER COLLEGE” を実施する。

【中期目標】

<大学院教育>

ア 修士課程（博士前期課程）においては、幅広く、高度な知識を修得させるための体系的な教育を行うとともに、理論的知識や能力を基礎として実務に応用できる能力を身につけさせる実践的な教育を行う。

博士課程においては、高度な知識と幅広い視野をもって自立して研究を遂行できる能力を身につけさせるための教育を行う。

【中期計画】

<大学院教育>

ナ 大学院教育の点検評価を行い、博士前期課程と博士後期課程の関連を考慮しつつ、各研究科の目的に応じた教育課程の改善を行う。

<大学院教育>

ア 大学院の教育力の向上を目指し、教務委員会の専門委員会として位置づけられている大学院専門委員会をより権限と責任を有する組織及び運営体制へ改善するための見直しを行う。

イ 平成20年4月から文学研究科日本語日本文学専攻博士後期課程を開設する。文学研究科英語英米文学専攻の博士課程については、平成22年度開設に向け、文部科学省への申請の準備を進める。

ウ 平成19年度の大学院専門委員会での検討結果を踏まえ、大学院生の学会での研究発表を支援する制度を創設する。

【中期計画】

ニ 社会人学生に関する教育状況を踏まえ、社会人のニーズに応えうる履修モデルやプログラムを3年以内に検討、実施する。

エ 平成20年度入学生から、社会人学生等を対象とした長期履修制度を導入する。

【中期計画】

ヌ 学生に教育トレーニングの機会を提供するとともに、大学院教育と学部教育との連携を図るため、TA制度の現状を点検し、運用の改善を行う。

オ 大学教員養成及びTAD（ティーチングアシスタント・デベロップメント）の一環として、大学院生（特にTA）にFDへの参加を促す。（再掲）

【中期計画】

ネ 学生の研究遂行能力を育成するため、RA (Research Assistant)制度の導入を3年以内に検討、実施する。

カ 学生の研究遂行能力を育成するため、RA (Research Assistant)制度（※28）を導入する。

【中期計画】

〔文学研究科〕

言語・文学・文化に関する教育研究を充実するため、博士課程の設置を目指し、今後の社会ニーズや文学研究科の今日的意義、学部教育の見直しも踏まえて、教育研究の目標、体制及びカリキュラムを見直す。

＜文学研究科＞

- (ア) 修士課程・博士前期課程の平成20年度入学者に対して、新カリキュラムに基づく教育を実施し、検証する。
- (イ) 平成22年度の英語英米文学専攻博士課程設置に向け、文部科学省への申請の準備を進める。
- (ウ) 新設した日本語日本文学専攻博士後期課程の内規や手引を整備する。

【中期計画】

〔環境共生学研究科〕

- (ア) 多様化する環境問題に対処し、自然環境と人間活動の共生を具体的に実現する資源循環型社会の構築を目指して、環境共生の基本理念のもとに、専門性を追求し、地域社会のニーズに対応した環境共生に関する教育研究を行う。
- (イ) 自ら研究課題を立案・計画し、成果を論文としてまとめる能力を育成するための指導を行う。そのため、高度な分析技術を修得できるよう指導する。
- (ウ) 学生が研究成果を広く海外にも発信できるよう、英語によるプレゼンテーションや論文を作成する能力を育成する。

＜環境共生学研究科＞

- (ア) 大学院生が学会発表を積極的に行えるようにするため、研究費等の活用について条件整備を行う。
- (イ) 修士論文・博士論文要旨集を刊行する。
- (ウ) これまでに行ってきた学士課程専門教育の点検・評価をもとに、博士前期課程のカリキュラム改正を行う。
- (エ) 平成19年度に完成年度を迎えた博士後期課程について、高度な研究指導体制の維持を図る。

【中期計画】

【アドミニストレーション研究科】

(博士前期課程)

公共経営・企業経営・情報管理・看護管理の4コース制を導入することにより、多方面からアドミニストレーションの基本概念の修得を目指し、地域社会の要請に応える問題発見・解決型の教育研究を実践する。

(博士後期課程)

社会の様々な分野で生じる諸課題を高度な知識と判断力によって多角的・総合的に解決するための研究教育を実施するとともに、アドミニストレーションの理論をより一層深化、発展させることによって課題解決の適切さと確実度を高める教育研究を実践する。

また、博士前期課程のコース制導入を踏まえ、博士後期課程についての見直し検討を2年以内に行う。

<アドミニストレーション研究科>

カリキュラム、時間割、論文指導のあり方等、大学院生の需要に適切に応えるシステムを構築するべく、具体的な作業に取り組む。

(博士前期課程)

平成18年度に導入した「公共経営」、「企業経営」、「情報管理」、「看護管理」の4コースの修士論文の指導体制及びカリキュラムなどの点検評価を行った上で、生じた課題を分析し、必要度に応じて速やかに対処する。

(博士後期課程)

博士前期課程で4コース制を導入して初めての博士後期課程の大学院生を迎え、博士前期課程における研究成果をより深化させるよう研究指導体制の充実を図る。

【中期目標】

③ 教育の質の向上に関する目標

ア 教員一人ひとりが、教育を重視、充実することの重要性を認識し、社会の要請、学生のニーズに対応した教育を行うため、教員の教育力を向上させる。

【中期計画】

③ 教育の質の向上に関する目標を達成するための取組

ア 大学全体として取り組むべきFD (Faculty Development) 研修と各学部で実施するFD研修とを体系化して実施・充実する。

③ 教育の質の向上に関する目標を達成するための平成20年度計画

ア 年間計画を立て大学全体、学部、研究科の各単位でそれぞれFD研修を実施する。

- ・ FDの内容に応じて、教員と協同して教育企画や教育支援を担当する職員をはじめとして事務職員をSD (※29) の一環としてFD研修へ参加させる。
- ・ 大学教員養成及びTAD (ティーチングアシスタント・デベロップメント) の一環として、大学院生 (特にTA) にFDへの参加を促す。(再掲)

イ 授業評価アンケートについて、その結果を授業改善に反映できるよう、アンケートの実施時期を、学期末から学期の中間の時期に変更して実施する。新たに、授業改善の取組事例についての発表を内容としたFD研修を実施する。

ウ 顕彰制度に基づいた運用を図るとともに、表彰を受けた教員によるFD研修を実施する。

【中期目標】

イ 教育の質の向上のため、教育活動について、適切な評価、改善を行う。

【中期計画】

イ 全授業を対象に実施している学生による授業評価アンケートについて、アンケート結果を授業の改善に用いるとともに、アンケート結果を公表する。また、アンケートの内容や実施方法について検証し、改善する。

エ 授業評価アンケートについて、その結果を授業改善に反映できるように、アンケートの実施時期を、学期末から学期の中間の時期に変更して実施する。新たに、授業改善の取組事例についての発表を内容としたFD研修を実施する。（再掲）

【中期計画】

ウ 教員の個人評価の結果を教員にフィードバックし、教育改善につなげる。また、評価内容、実施方法について検証し、改善を図る。

オ 授業評価アンケートの実施方法の見直しに合わせて、各教員が教育改善に向けて取り組む仕組みを検討する。

【中期目標】

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 教育研究の進展や時代の変化、社会の要請、学生のニーズに柔軟に対応し、大学の教育目標を実現するために必要な体制を整備する。

【中期計画】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための取組

- ① 社会の要請等に適切に対応した教育を行うため、学部・学科の再編、見直しを行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための平成20年度計画

- ① 平成20年度から、文学部及び環境共生学部においては学科制（文学部にあつては、日本語日本文学科、英語英米文学科、環境共生学部にあつては、環境資源学科、居住環境学科、食健康科学科）を完全実施し、それぞれに学科長を配置して、責任ある教育組織運営を行う。総合管理学部については、学科の下の4コース（パブリック・アドミニストレーション、ビジネス・アドミニストレーション、情報管理、地域・福祉ネットワーク）にコース長を配置して、責任ある教育組織運営を行う。

【中期計画】

- ② 教養教育と専門教育が一貫した教育体系のもとで教育効果を高められるようカリキュラムを編成する。そのための権限と責任を持った全学的な管理・運営体制を整備する。（再掲）
- ② 学長を長とする教務委員会により、全学のカリキュラムの管理・運営を行う。（再掲）

【中期目標】

- ② 教育の成果に関する目標を効果的に達成するために適切な教職員の配置を行う。

【中期計画】

- ③ カリキュラム編成に基づいた教員人事（採用）計画を作成し、退任教員の後任採用はその計画に基づいて行う。
- ③ 各学部で作成した中・長期的人事計画案について、概ね10年を目途に見直しを行う。
特に、文学部については、大学院文学研究科英語英米文学専攻の博士課程設置も念頭に置いた人事計画案の見直しを行う。
なお、採用・昇格に伴う資格審査及び大学院担当教員等の資格審査について改善を図る

【中期計画】

- ④ カリキュラムの見直しに際しては、できる限り専任教員による授業対応を目指す。
- ④ 平成20年度からの新カリキュラムを基本に、平成19年度に実施した非常勤講師担当科目の見直し結果を踏まえ、できる限り専任教員による授業対応を目指す。

【中期計画】

- ⑤ 限られた人数の教員による教育研究の限界性を補完し、広範な教育研究活動を展開するため、客員教授あるいは特任教授等の制度を導入する。
- ⑤ 客員教授による特別講義等を実施する。

【中期計画】

⑥ 教育活動への支援を充実させるため、職員を適正に配置するとともに、職員の専門性を高めるため、SD(Staff Development)研修を行う。

⑥ 平成19年度に策定したSD計画(中期)に沿って研修を順次実施し、大学職員としての専門性を身につけた事務職員の育成に努める。

【中期目標】

③ 学生の学習意欲及び教育効果の向上を図るため、学生の学習環境を適切に整備する。

【中期計画】

⑦ 学生が学習目標を設定できるように科目体系を明らかにし、養成すべき人材を育成する履修モデルを示すとともに、シラバス等により各授業科目の位置づけを明確にする。

⑦ 学生が学習目標を設定できるように、「履修の手引き」の中に養成する人材像を明示し、これに対応した履修モデルを提示する。

⑧ 学生の履修計画立案を支援するため、また、事前事後の学習を効果的に行うため、授業の概要・到達目標、授業計画、教材及び参考文献、単位認定の方法及び基準等を内容としたシラバスを提示する。

【中期計画】

⑧ シラバスをデータベース化し、学内、学外からのニーズに対応するシステムを構築する。

⑨ 平成19年度に導入した電子シラバスシステムにより、平成20年度シラバスを、4月から大学ホームページ上で公開し、学内外から利用できるようにする。

【中期計画】

⑨ GPA(Grade Point Average)制度により、成績優秀者に対しては、表彰や特典を与え、成績不振者に対しては、履修指導を実施する等、学生の自主的・意欲的な学習を喚起する。

⑩ GPA制度(※30)を活用し、成績優秀者に対しては、表彰や特典を与える。また、成績不振者に対しては、各学部・学科単位で履修指導を実施する。

【中期計画】

⑩ 休・退学、留年者等の実態を調査し、各学部において組織的な対応策を講じる。

⑪ 休・退学、留年者等の実態を調査し、情報の共有化等により、各学部・学科単位で組織的に対応する。

【中期計画】

⑪ 学部・学科間の横断的履修を可能とするために、学部・学科相互間の履修を原則自由とし、単位認定を行う。

⑫ 学部・学科間の横断的履修を可能とするために、他学部・学科開講科目を履修し修得した単位を一定範囲内(10単位を限度)で卒業単位として認定する制度を実施する。

なお、環境共生学部については、平成20年度入学生から学部内の他学科専門科目を履修した場合は、20単位を上限として卒業単位として認定する。

【中期計画】

⑫ 一定の成績条件を満たしている学生については、原則として転学部、転学科、転専攻を認める。

⑬ 一定の成績条件を満たしている学生については、原則として転学部、転学科、転専攻を認める制度を引き続き実施する。

【中期計画】

⑭ 成績優秀者に対して早期卒業制度の導入を3年以内に検討する。

⑮ 履修科目登録単位数上限の設定（CAP制^(※31)）の導入については、単位の実質化の観点から引き続き検討を行う。

【中期計画】

⑯ 個々の学生を在学期間を通じて担当教員がサポート・アドバイスする体制を充実する。

⑰ キャリアデザイン教育システムの構築に合わせて、学生個人が在学期間を通じて一貫して担当教員からのサポートやアドバイスを受けることができる体制を構築する。

【中期計画】

⑱ 学習や将来の進路等、学生の様々な悩みに対応するためのオフィスアワー制度を引き続き実施する。

⑲ オフィスアワー制度^(※32)を完全実施する。また、平成19年度の改善検討結果を踏まえ、学生がより相談しやすいよう電子メールでの質問受付、事前予約によるオフィスアワー以外の時間における相談の受付なども実施する。

【中期計画】

⑳ 学術情報メディアセンター図書部門の文献の充実を図るとともに、データベースの共同利用等によるネットワーク機能の充実を3年以内に検討、実施する。

㉑ 地域の図書館等と連携し、郷土に関する文献の整備計画を立案する。

【中期計画】

㉒ 利用者のニーズに対応して、学術情報メディアセンター図書部門の開館時間延長や日曜開館、外国語教育部門の夜間・休日開館を実施する。

㉓ 図書館の平日開館時間延長を行う。

【中期計画】

㉔ 講義室や実験室等を計画的に整備し、充実を図る。

㉕ 平成17年度に策定した建物保全計画及び平成19年度策定の設備更新計画に基づき、平成20年度は、大講義棟外壁工事、教育研究機器の更新等の施設・設備の整備を行う。

【中期目標】

2 研究に関する目標

(1) 目指すべき研究の方向及び水準に関する目標

- ① 人文、社会、自然の3分野を有する本学の特色を生かした学際的な研究や基礎研究を推進する。

【中期計画】

2 研究に関する目標を達成するための取組

(1) 目指すべき研究の方向及び水準に関する目標を達成するための取組

- ① 学長特別交付金制度の活用等、学長のリーダーシップに基づき、学際的な研究や教育内容・教育方法の開発のための研究等を支援する。

2 研究に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 目指すべき研究の方向及び水準に関する目標を達成するための平成20年度計画

- ① 平成19年度学長特別交付金事業の成果発表会を開催する。また、平成20年度の学長特別交付金事業の教員提案事業の採択に当たってはプレゼンテーションを行った上での審査を行う。
- ② 平成21年度に成果をとりまとめる方向で「天草プロジェクト」を精力的に推進する。
- ③ 平成18年度から平成20年度までの取組状況を踏まえ、学長特別交付金制度(※33)の点検評価を行う。

【中期目標】

- ② 地域のニーズに積極的に対応するため、地域課題の解決に寄与する研究活動を推進する。

【中期計画】

- ② 地域活性化や環境問題、地域文化の継承・創造などの地域のニーズに積極的に対応する研究活動を地域貢献研究事業や受託研究制度も活用しながら行う。

【文学部】

熊本方言の研究、熊本に残る歴史的資料の調査研究、文学作品と熊本の関わりなどについて、多角的な観点から地域文化研究の深化を図る。

【環境共生学部】

重点研究領域として、「地域の環境保全とその適切な利用」を設定する。

【総合管理学部】

重点研究領域として、人口減少社会における地域経営、市町村合併、コミュニティビジネスなどの地域の発展に貢献する研究領域を設定する。

- ④ 県が抱える政策課題について、地域貢献研究事業(※34)による調査・研究を実施する。
- ⑤ 受託調査、受託研究(※35)に関する地域ニーズの収集を行い、ニーズに対応した研究活動に努める。また、これまでの研究成果を取りまとめて広く情報発信する。

<文学部>

県内残存の古典籍の調査を継続的に進める。また、調査により得られた成果を、調査内容や所蔵者の意向に合わせて、順次、社会に還元する。

また、調査・研究成果を、地域連携につないでいくための方策を検討する。

<環境共生学部>

県からの依頼研究、地域振興支援研究等を中心に、その他国や県、企業などからの環境保全に関係する受託研究または研究補助などを受けて、地域貢献に関連する研究を進める。

<総合管理学部>

地域貢献研究事業や包括協定自治体からの研究依頼等を通じて、重点研究領域に相応しい研究活動を行う。

【中期計画】

- ③ 地域貢献研究事業や受託研究制度の活用により、県や市町村の行政課題解決に資する研究を推進する。また、教員が地域課題に対応した研究テーマを主体的に提案する地域貢献研究を充実させる。
- ⑥ 県が抱える政策課題について、地域貢献研究事業による調査・研究を実施する。(再掲)
- ⑦ これまでの地域貢献研究事業等による研究成果を取りまとめ、広く情報発信する。また、包括協定自治体等を中心に、地域をフィールドとした「天草プロジェクト」等の学際型(※36)研究や受託研究などを推進する。

【中期目標】

- ③ 国内外における優れた研究水準を確保・維持する。

【中期計画】

- ④ 科学研究費補助金等の外部研究資金について、全教員の申請を目標とする。
- ④ 科学研究費補助金(※37)等の外部研究資金について、全教員の応募を目指し、申請に向けた準備のための説明会等の開催や、公募情報の収集・提供を行う。また、学部長、研究科長を中心に、外部資金獲得に向けた意識啓発を行う。外部資金を使った研究事例(研究活動)集の編集を検討する。

【中期計画】

- ⑤ 国内外への大学・研究機関との交流を推進し、共同研究や研修等を通じて研究水準を向上させる。
- ⑧ 国内外の学会等への参加を奨励するとともに、他機関の研究者との共同研究を推進する。
- ⑨ 環境共生学研究科を中心に連携大学院(※38)協定制度の導入について検討する。

【中期計画】

- ⑥ 学術雑誌に公表する研究論文や著書などの発表に努めることとし、学問領域の特性に応じて次のとおり目標を設定する。
 - 【文学部】
各教員において、5年間に論文2編相当以上の発表を目標とする。
 - 【環境共生学部】
各教員において、5年間に、査読付き論文あるいは著書、特許もしくはそれに準じるものを5編以上発表または取得することを目標とする。
 - 【総合管理学部】
各教員において、5年間に3編以上の論文等の発表を目標とする。
- ⑩ 学術雑誌に公表する研究論文や著書等の数値目標を達成するため、各教員においては個人計画の実行に努める。また、各学部長においては、各教員が目標を達成できるよう環境整備に努める。
 - ＜文学部＞
学部長は、研究に関する学部目標の周知を徹底する。また、平成20年度、各教員について個人評価を実施する。
 - ＜環境共生学部＞
平成20年度の個人評価を実施し、各教員はその結果を踏まえ、研究に関する学部目標を達成するための個人計画の実行に努める。

<総合管理学部>

各教員は、学術雑誌に公表する研究論文や著書等の数値目標達成に努める。
学部長は、中期計画に掲げた目標を各教員に周知するとともに、その達成に努める。

【中期計画】

⑦ 学部、学科、専攻別にまとめて、毎年の発表論文及び学会発表に関する情報をホームページ等で公開する。

⑪ 平成19年度に導入した研究者情報入力システムを活用し、教員各人の研究成果等の公表を促進する。

【中期目標】

④ 研究水準の向上のため、研究活動について、適切な評価、改善を行う。

【中期計画】

⑧ 研究活動・業績について、個人評価制度等による点検・評価を行い、改善に努めるとともに、研究活動を活性化するためのシステムを整備する。

ア 教員研究費については、経費執行の実態や個人評価の結果を踏まえ、適正配分及び有効に利用するためのシステムを整備する。

イ 教員の研修の充実を図るため、研修成果発表の機会設定等により、海外・国内研修（留学）について、研修条件、派遣人数、期間等のあり方を見直す。

⑫ 顕彰制度に基づいた運用を図るとともに、表彰を受けた教員によるFD研修を実施する。（再掲）

⑬ 平成20年度予算編成方針に基づき、教育研究費の適正配分を行う。

⑭ 教員の海外・国内研修（留学）に関する基準に基づき、海外・国内研修（留学）を実施する。

また、海外・国内研修（留学）の見直しについて検討を行う。

【中期目標】

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ① 国内外における優れた水準の研究を推進するため、効果的な研究環境を整備する。

【中期計画】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための取組

- ① 学長特別交付金制度を活用し、学長のリーダーシップに基づき、特徴ある研究に予算を重点配分する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための平成20年度計画

- ① 平成19年度学長特別交付金事業の成果発表会を開催する。また、平成20年度の学長特別交付金事業の教員提案事業の採択にあたってはプレゼンテーションを行った上での審査を行う。(再掲)
- ② 平成21年度に成果をとりまとめる方向で「天草プロジェクト」を精力的に推進する。(再掲)
- ③ 平成18年度から平成20年度までの取組状況を踏まえ、学長特別交付金制度の点検評価を行う。(再掲)

【中期計画】

- ② 学術情報メディアセンター図書部門の文献の充実を図るとともに、データベースの共同利用等によるネットワーク機能の充実を3年以内に検討、実施する。(再掲)
- ④ 地域の図書館等と連携し、郷土に関する文献の整備計画を立案する。(再掲)

【中期計画】

- ③ 各種研究助成金等の公募情報の収集・提供及び申請事務等について支援体制を充実する。
- ⑤ 各種研究助成金等の公募情報について、ホームページや電子メール等により各教員の研究内容に応じたきめ細かな情報提供に努める。
また、各学科の資料室等に助成団体要覧、助成金ガイドを備え付ける。
さらに、助成団体のホームページ等に掲載される公募情報の収集に努める。

【中期計画】

- ④ 知的財産の取得、管理を機能的に行うための体制を整備する。
- ⑥ 知的財産取得・管理の方針に基づき、取得・管理を行う。

【中期計画】

- ⑤ 研究の質の向上を図るための環境を整備するため、設備更新計画を作成し、順次更新する。
- ⑦ 平成19年度に策定した設備更新計画に基づき、優先度の高いものから順次更新を行う。

【中期計画】

- ⑥ 出版助成制度導入について3年以内に検討、実施する。
- ⑧ 出版助成制度(※39)を創設し、対象となる出版物の募集を開始する。

【中期目標】

- ② 地域や産業界との連携による研究活動を促進するため、学内体制を充実させる。

【中期計画】

- ⑦ 地域貢献の総合窓口である「地域連携センター」において、研究員の受け入れや地域課題の研究や試験研究機関・地域企業との共同研究を推進する。
- ア 「環境共生学部研究支援室(アクセス、ACCESS)」の活用により、他大学、研究機関、地方公共団体、民間企業・団体等の外部機関との研究協力を推進する。
- イ 健康科学、食育、食・環境分析、食のリスクコミュニケーション、バイオテクノロジー等の立場から食・環境科学を志向した研究情報機能充実のため、「地域連携センター」に食環境研究情報室を設置する。
- ⑨ 包括協定制度による企業等との連携を進める。また、平成19年度に策定した産学官連携ポリシーをホームページ等により公表し、産学官連携を促進する。
- さらに、地域貢献研究事業等による研究成果を取りまとめ、広く情報発信する。
- ⑩ 地域連携センターに設置された食環境研究情報室を中心に、学食を活用した食育の推進、食育セミナーの開催等食育ビジョンに掲げた具体的な取組を実施する。
- また、食育に関連した学会の誘致を検討する。

【中期目標】

3 地域貢献に関する目標

- (1) 県や市町村との連携を深め、県政や市町村行政を支援するシンクタンク機能を充実、強化する。

【中期計画】

3 地域貢献に関する目標を達成するための取組

- (1) 県政や市町村行政を支援するため、県や市町村からの依頼研究や受託研究、自治体の政策形成過程への参加、研修講師の派遣を積極的に行う。

【環境共生学部】

「環境立県くまもと」や食の安全安心、食育等の推進のため、県の関係部局及び試験研究機関並びに企業等とも積極的に連携する。

【総合管理学部】

県内企業や団体職員の研修プログラムを開発する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための平成20年度計画

- (1) 包括協定制度の趣旨に沿った各種の取組を実施することにより自治体への学術的、実学的支援を行う。また、自治体の生涯学習事業等への講師派遣などを行う。
(2) 熊本県市町村職員研修協議会と連携し、県内自治体の人材育成に積極的に取り組む。

<環境共生学部>

- ① 「食の人材育成」・「食の研究開発」・「食育の拠点形成」からなる『食育ビジョン』について、3つのアクションを積極的に進める。

ア 「食の人材育成」については、各種セミナー等を開催するほか、県等と連携した食育リーダーの育成に取り組む。

イ 「食の研究開発」については、大学の研究機関としての機能を活かし、食に関する調査・研究開発の推進と、その成果の地域への還元に努める。

ウ 「食育の拠点形成」については、地域連携センターに設置された食環境研究情報室の役割を強化し、様々な取組を推進する。

- ② 産学官連携方針に基づいて、包括協定自治体や企業との連携を推進する。

- ③ 県の試験研究機関との連携により地域貢献研究事業を実施する。

<総合管理学部>

県内自治体からの受託研究、自治体の政策形成過程への参加、研修・講演活動等を行う。研修プログラムについては、依頼団体等と協議しながら作成する。

【中期計画】

- (2) 地域貢献研究事業や受託研究制度の活用により、県や市町村の行政課題解決に資する研究を推進する。また、教員が地域課題に対応した研究テーマを主体的に提案する地域貢献研究を充実させる。(再掲)

- (3) これまでの地域貢献研究事業等による研究成果を取りまとめ、広く情報発信する。また、包括協定自治体等を中心に、地域をフィールドとした「天草プロジェクト」等の学際型研究や受託研究などを推進する。(再掲)

【中期計画】

- (3) 県と本学の定期的な協議、意見交換の場を設置する。

- (5) 県の各部局・地域振興局・包括協定自治体と連携し、地域ニーズの収集に努める。また、本学教員と県機関との協議・意見交換を推進する。

【中期目標】

(2) 地域、産業界との連携を推進し、研究成果の地域への還元を積極的に行う。

【中期計画】

(4) 様々な地域課題について試験研究機関・地域企業等との共同研究を推進する。

【文学部】

県、市町村の教育委員会や、文化関係の団体・施設と連携し、地域文化についての共同の研究や調査を推進するとともに、研究成果を集積し、地域及び学外機関に発信する。

【環境共生学部】

「環境立県くまもと」や食の安全安心、食育等の推進のため、県の関係部局及び試験研究機関並びに企業等とも積極的に連携する。(再掲)

【総合管理学部】

よりよい地域社会の実現に向けて、NPOや福祉・ボランティアグループ等との連携をより強化しながら、地域の抱える諸課題の解決に協力して取り組む。

(6) 包括協定自治体や企業等との連携により、協定に掲げる各種取組を積極的に実施する。特に、包括協定企業と連携し、環境をテーマとした中学生作文コンテストを企画するなど環境に関連した取組を進める。

(7) 地域貢献研究事業等を通じて、各試験研究機関等との共同研究を推進する。

＜文学部＞

① 県内各種機関を中心に学外組織との協力関係を模索・構築しながら、共同での企画・研究をめざす。

② 学部フォーラムにおいても、学外との連携による企画運営をめざす。

＜環境共生学部＞

① 産学官連携方針に基づいて、包括協定自治体や企業との連携を推進する。(再掲)

② 県の試験研究機関との連携により地域貢献研究事業を実施する。(再掲)

③ 環境共生フォーラムを開催する。

＜総合管理学部＞

① フィールドワークや現場での共同勉強会等を通じ、福祉ボランティア施設やボランティアグループとの連携を強める。

また、各種団体・グループとの連携を強めて、地域の諸課題解決に協力して取り組む。

② アドミニストレーションフォーラムを開催する。

【中期計画】

(5) 広報媒体を活用し、学内の研究者・研究情報など産学連携に結びつく本学の資源を積極的に情報発信する。

(6) 本学の各種の公開講座により、各教員が積極的に研究成果の地域への還元を行う。また、各学部において、「研究成果報告会」を開催することにより、教員の研究成果を地域に還元する。

(8) 研究者ガイドを活用し、企業等に対して研究者シーズを広報する。

また、産学連携関連イベント等においても、機会を捉えて広報に努める。

さらに、本学ホームページにおいて、研究者情報の更新、学外での講演会情報等を掲載し、本学の教員の活動情報を広報する。

(9) 既存の各種公開講座開講を推進する。また、新たに客員教授や協力講座提供企業参加による公開講座を企画することで、社会人の学び直しニーズ、包括協定自治体の人材育成ニーズ等に応える。

各種公開講座への参加を促すため、パンフレット等による広報を県内全地域で行う。

【中期計画】

(7) 研究成果の産業界への移転を促進するため、熊本TLO(Technology Licensing Organization)を活用する。

(10) 引き続き熊本TLO(※40)と連携し、研究成果の地域への還元を行う。また、産学官連携コーディネーター(※41)や各大学・試験研究機関で構成する「K-BIRD」(※42)に参加し、県内の産学官連携ネットワークの強化を図る。

【中期計画】

(8) 小・中・高等学校等に対し、講演会・研修会の講師や委員会委員の派遣、出張講義等を行う。県教育委員会や文部科学省の研究指定校等との連携により高校教育と大学教育双方の充実改善に資する高大連携の取組を推進する。

(11) 小・中・高等学校等の教員を対象としたリカレント教育(※43)やCPD教育(※44)の支援を行うとともに、小・中・高等学校等への講演会講師等の派遣を継続的に実施する。

教員免許状更新講習について、平成21年度開設に向け、講習カリキュラムの作成、文部科学省への認定申請等の諸準備を行う。

【中期計画】

(9) 熊本県内大学・高専によるコンソーシアムに積極的に参画する。

(12) 「高等教育コンソーシアム熊本」(※45)の会長校として、「熊本の高等教育機関」の将来像を見据えながら、積極的に当該コンソーシアムの事業を牽引していく。

【中期目標】

(3) 県民の多様な生涯学習ニーズに対応し、県民の学習・交流拠点としての役割を果たす。

【中期計画】

(10) 地域の生涯学習ニーズ等に対応するため、本学が行う公開講座について、各教員が積極的に関与する。

- ① 大学の正規の授業を県民に公開する「授業公開講座」については、教員1人あたり1科目開講を目標として公開に取り組み、県民に生涯学習の機会を提供する。
- ② 県民の生涯学習ニーズにさらに対応していくため、大学の教育・研究資源や県民のニーズを踏まえながら、県民や市町村職員を対象として行う「特別出前講座」等の各種講座を開設する。

(13) 地域の生涯学習ニーズ等に対応するため、本学が行う公開講座について、全教員が積極的に関与する。

- ① 授業公開講座開講科目数の増加に努める。
- ② 既存の各種公開講座開講を推進する。また、新たに客員教授や協力講座提供企業参加による公開講座を企画することで、社会人の学び直しニーズ、包括協定自治体の人材育成ニーズ等に応える。
各種公開講座への参加を促すため、パンフレット等による広報を県内全地域で行う。(再掲)

【中期計画】

(11) 県や他大学と連携して実施している「くまもと県民カレッジ」等の生涯学習講座に、本学の教育・研究資源を生かし、積極的に参画する。また、地域の様々な団体が主催する講演会等に、積極的に講師派遣を行う。

(14) 「くまもと県民カレッジ」(※46)への協力を継続的に実施する。また、各種企業・学協会等が実施する研修会への講師派遣を行う。

本学ホームページにおいて、研究者情報の更新、学外での講演会情報等を記載することで、本学の教員の活動情報を広報する。

【中期計画】

(12) 県民の生涯学習の場として大学施設の活用を推進する。

(15) 本学ホームページ等で大学施設の社会開放について広報する。

(16) 既存の各種公開講座開講を推進する。また、新たに客員教授や協力講座提供企業参加による公開講座を企画することで、社会人の学び直しニーズ、包括協定自治体の人材育成ニーズ等に応える。

また、各種公開講座への参加を促すため、パンフレット等による広報を県内全地域で行う。(再掲)

【中期計画】

(13) 地域での講演会、シンポジウム、イベント等の会場として、大学の施設開放を実施する。

(17) 地域との連携という視点に立って、講演会、シンポジウム、イベント等の会場として、大学施設を積極的に開放する。

【中期目標】

(4) 大学が行う地域の課題解決のための活動と学生に対する教育とが一体となった取組を推進する。

【中期計画】

(14) 地域の課題を教材とする受託調査・受託研究事業等を積極的に活用し、地域の課題を教材とすることで、それらの解決法を提案・支援するとともに、学生の受託調査等への積極的な参加を推進する。

(18) 受託調査、受託研究に関する地域ニーズの収集を行い、ニーズに対応した研究活動に努める。また、これまでの研究成果を取りまとめて、広く情報発信する。

また、包括協定自治体等を中心に、地域をフィールドとした「天草プロジェクト」等の学際型研究や受託研究などを推進する。(再掲)

【中期計画】

(15) 「もやいすと」育成プログラムにより、学生の地域調査活動等を通して地域の課題解決支援を行う。

(19) 地域課題の解決のための具体的方策を学ぶため、「もやいすと」育成プログラムの取組として、包括協定自治体に派遣する地域インターンシップの導入を検討する。

また、各学部が取り組むフィールドワークや演習科目等において、地域での調査活動を行い、地域課題の解決策の提言を行う。

【中期目標】

(5) 行政機関、企業、試験研究機関、市民団体、NPO等との連携を深めながら大学全体として地域貢献を果たすため、組織体制を充実する。

【中期計画】

(16) 大学全体としてさらに地域貢献に取り組むため、地域貢献の総合窓口である「地域連携センター」にコーディネーターや職員を配置し、積極的な県民ニーズへの対応や研究成果の還元等を行う。

(20) 地域連携コーディネーターを中心に、学内の教職員や学外の人材を活用し、県民ニーズへの対応や研究成果の還元等、学術的地域貢献を推進する。

【中期目標】

4 国際交流に関する目標

- (1) 学生に異文化への理解を促し、グローバルな視点から物事を考え行動することのできる能力を育成するため、学生の国際交流を推進する。

【中期計画】

4 国際交流に関する目標を達成するための取組

- (1) 長期の国際交流ビジョンを策定し、具体策を推進する。

4 国際交流に関する目標を達成するための平成20年度計画

- (1) 平成19年度に策定した「国際交流ビジョンを推進するための具体策」の中で、特に次の項目について、重点的に取り組む。

- ① 学生の国際交流活動への参加促進
- ② 留学生インターンシップ受入企業の開拓

【中期計画】

- (2) 協定校への留学や短期研修を推進するとともに、交流内容を改善、充実する。

- (2) 協定校への留学や短期研修への関心を促し参加が増大するよう、参加した学生の体験報告会等を企画し、全学生へのフィードバックに努める。

【中期計画】

- (3) 恒常的に交流が可能な新たな大学の発掘を進める。

- (3) 現行の協定校について、過去の交流実績やこれからの交流拡大の可能性等を精査し、将来の国際交流のあり方を検討する。

【中期計画】

- (4) 協定校以外への海外留学や語学研修、海外でのインターンシップやボランティアへの参加等を希望する学生に対して必要な情報提供、助言等を行う。

- (4) 協定校以外への海外留学や語学研修等について学生への情報提供を行うとともに、留学相談については、教職員による直接対応や学生支援課を窓口とした連絡調整等を適切に行う。このことにより、学生の満足度を高め、世界に伸びる学生を育成する。

【中期計画】

- (5) 後援会と連携し、ゼミや研究室等による海外大学との交流事業や海外での調査研究事業を奨励・支援する。

- (5) ゼミや研究室等による海外大学との交流事業や海外での調査研究事業の成果が、より多くの学生にフィードバックできるよう、後援会とも連携しながら、助成事業の運用方法の改善を検討する。

【中期計画】

- (6) 十分な日本語能力と高い修学・交流意欲を持った留学生の受け入れを推進する。

- (6) 従来の入試案内情報に加え、留学志願者向けに留学生支援方策や留学生の活躍の状況など、本学での留学の魅力が伝わる情報の発信に努める。

【中期計画】

(7) 日常的な国際交流を促進するため、留学生との交流スペースを確保する。

(7) 外国語教育センター1階の掲示板を国際情報コーナーとし、学生と留学生が相互に情報発信し、交流を促進する場として活用できるよう支援する。

【中期計画】

(8) 大学院生の国際会議・学会等での研究発表及び参加を奨励・支援する。

(8) 平成19年度の大学院専門委員会での検討結果を踏まえ、大学院生の学会での研究発表を支援する制度を導入する。(再掲)

【中期目標】

(2) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、研究者交流や国際共同研究等、教職員の国際交流を推進する。

【中期計画】

(9) 教職員の海外留学・海外出張・研修等の実施や、海外からの研究者や研修者の受け入れを積極的に行うため、支援体制を充実する。

(9) 文部科学省、日本学術振興会等による海外研修・留学制度への教職員の参加を奨励するとともに、研究者や研修者の受入れに係る問題点の整理を行う。

【中期目標】

(3) 学生や教職員の国際交流を推進し、本学の教育・研究の充実を図るための組織体制を整備する。

【中期計画】

(10) 留学生への支援、学生や教職員の国際交流を推進するため、学術情報メディアセンターの有効活用や職員の適正配置等により、組織体制を見直す。

(10) 教職員と学生、必要に応じその他の関係者も加えた、留学生をサポートするネットワーク体制を構築する。

【中期目標】

5 学生生活支援に関する目標

- (1) 学生の視点に立った教育の充実、学習環境の整備を行うため、大学運営に学生意見を反映させる。

【中期計画】

5 学生生活支援に関する目標を達成するための取組

- (1) ホームページや広報誌等を活用し、大学運営についての情報を学生に的確に伝える。

5 学生生活支援に関する目標を達成するための平成20年度計画

- (1) 学報「春秋彩」を大学広報誌「春秋彩」としてリニューアルし、発行する。
また、大学ホームページの「在学生・教職員」ページの見直しを行い、学外からも直接情報が取得できるシステムの導入を検討する。
既存の掲示板に加え、学生に教務関係情報を迅速に伝えるためプラズマディスプレイをキャンパス内に設置する。

【中期計画】

- (2) 学生の意見を収集する機会を増やす。
① 学生の意見を収集するため、学生と学長の懇談会や留学生オリエンテーションを開催するほか、学長への提言広場の活用を促進する。
② 学生の現況、要望を的確に把握するため、学生自治会と連携して教育・学生生活全般にわたるアンケート調査を実施する。

- (2) 学生の意見を収集する機会を増やす。

- ① 「学長への提言広場」（電子メール）について、制度の見直しを行い、学外の端末からも提言が送信できるようシステムを改善する。
② 学生食堂に意見要望箱を設置し、最も学生からの要求が多い学生食堂の改善に向けた取組を行う。

【中期計画】

- (3) 学生との連携により学習環境の改善、大学生生活の充実を図る。
① カリキュラム、授業内容、就職支援事業等の充実・改善等及び学習環境の維持・改善等に学生要望を反映させる。
② 大学内の生活環境改善、安全性確保に学生要望を反映させる。

- (3) 学生の要望を踏まえ、学生自治会とも連携しながら「学生生活ハンドブック」に記載されているキャンパスルールの周知徹底を図る。今年度の優先実施項目として、自動車通学に関するルールの周知徹底と学生参加による清掃を含む学内環境整備に取り組む。

【中期目標】

- (2) 学業に専念できる経済的支援体制を整備する。

【中期計画】

- (4) 授業料減免、各種奨学金等の経済的支援制度についての的確に情報提供する。

- (4) 授業料減免や各種奨学金等の経済的支援制度について、「学生生活ハンドブック」やホームページなどの媒体を通じ、在学生と受験生に分かりやすく制度の内容を知らせる。

【中期計画】

(5) 新たな奨学資金の獲得に努め、経済的な支援体制を整備する。

(5) 平成21年度から導入する熊本県立大学奨学金の資金獲得の方法や体制について検討する。

【中期計画】

(6) 授業料、入学金について、減免制度の見直しを行う。

(6) 平成21年度から導入する熊本県立大学奨学金並びにこれに伴う見直し後の授業料減免制度が、適切に運用できるように準備を進めるとともに、当該制度の周知を図る。

【中期目標】

(3) 学生相談体制等の整備を図るとともに、人権侵害全般の防止体制を整備し、学生が安心して安全な学生生活を送ることができる環境を整備する。

【中期計画】

(7) 学生が相談し易いように人的体制及び施設面で必要な整備を進める。

- ① 専任カウンセラー及び精神科医(非常勤)の配置又は保健師の常勤化等により人的体制を充実する。
- ② 気軽に訪問できる場所に保健室、学生相談室を配置する。

(7) 学生相談の利用状況や学生の評価を基に、人的体制及び施設面での改善の必要性について検討する。

【中期計画】

(8) 障害・疾病のある学生に対し、ソフト・ハード両面での支援のための取組を推進する。

(8) 障がい・疾病のある学生等からの意見や意向も収集しながら、必要な支援措置について検討する。

【中期計画】

(9) 留学生の学習意欲を高めるために、相談窓口、日本語及びその他の研修プログラムの充実によるサポート体制を整備する。

(9) 教職員と学生、必要に応じその他の関係者も加えた、留学生をサポートするネットワーク体制を構築する。(再掲)

【中期計画】

(10) セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するための調査を毎年実施し、調査結果を啓発及び防止対策へ反映させる。

(10) セクシュアル・ハラスメントの調査を継続実施し、その結果を踏まえ、教職員を対象とした研修会等を実施することで、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に努める。

【中期計画】

(11) 学内での人権侵害全般の防止体制を整備する。

(11) 学生及び教職員に対する人権侵害に関する相談体制の充実を図る。また、人権侵

害防止、排除に関する研修・啓発活動を実施する。

【中期目標】

(4) 就職支援体制を整備し、就職支援事業を充実する。

【中期計画】

(12) 各学部の就職支援体制を充実し、学部、学科、専攻、ゼミ単位での就職支援事業を推進する。

(12) 学科長・コース長の下で、学科・コース毎の支援体制を整備し、学生の就職支援を実施する。

【中期計画】

(13) 就職センターの機能充実を図り、就職情報収集力を強化するとともに、学生へホームページ等から就職情報を提供する。

(13) 就職相談業務の充実を図る目的で就職センターの見直しを進める。また、大学ホームページの「熊本県立大学就職情報検索WEB」の拡充を行い、利用促進を図る。

【中期計画】

(14) 本学後援会、紫苑会（同窓会）等との連携により就職支援を充実する。

(14) 熊本県立大学同窓会・紫苑会の会員で構成する就職支援グループなどとの連携も密に、これまで実施してきた就職支援事業を拡充する。また、電子メールや電話で相談できる卒業生によるアドバイザー制度の構築等を検討する。

【中期計画】

(15) 本学後援会との連携により、語学力向上、資格取得等のための講座及び助成制度について、社会ニーズを踏まえ、常に有効な支援制度となるよう整備する。

(15) 就職活動に有効な各種講座を開講し、資格取得等に関する支援と必要に応じ助成も行う。また、就職活動に対する意欲向上を図り、社会人としての心構えやビジネスマナーに関する教育にも力を入れる。

【中期目標】

(5) 学生の課外活動を支援し活性化するとともに、学生と連携して学習環境整備、学生生活支援を充実する。

【中期計画】

(16) 学生のボランティア活動への主体的な参加を支援する。

① ボランティア活動に必要な実践的知識を習得できる研修会を開催する。

② ボランティアサークルとの連携などにより、ボランティア活動に関する学生への情報提供や啓発を行う窓口を設置する。

(16) ボランティア活動に興味のある学生を対象に、必要な心得等を修得させるためのセミナー等を実施する。

学生のボランティア活動状況について、実態把握に努めながら、活動を支援する。

【中期計画】

(17) 本学後援会との連携により、サークル活動や学生の自主的な活動活性化のため、環境整備を行う。

(17) 優れた活動実績を有するサークルへの支援を行う。また、新たな活動を行うサークルや学生の自主的な活動に対する支援を行う。

【中期目標】

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- (1) 理事長と学長のリーダーシップのもと、「環境の変化に迅速に対応できる組織体制」及び「権限や役割と責任の所在が明確な組織体制」を整備する。
特に、企画機能を強化するための組織体制の整備を図る。

【中期計画】

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための取組

- (1) 組織体制の整備
- ① 理事長を中心とした法人経営の実施、学長を中心とした教育研究活動の充実を図るため、理事長と学長の権限と責任を明確化するとともに、これを補佐する体制を整備する。
理事長の補佐体制として、理事に学外者を登用するとともに、理事会を置く。
学長の補佐体制として、主に教務及び学生支援を事務局と協働し担当する副学長を置く。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための平成20年度計画

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 組織体制の整備

- ① 理事長を中心とした法人の運営と経営、及び学長を中心とした教育研究活動を充実したものとして推進するため、定められた審議機関において、建設的な審議に努める。さらに各種プロジェクトチームを適宜設置するなどして機動性のある大学運営を図る。
また、学科長、コース長の新たな設置を機に、学長の補佐体制について、現状を点検し、適宜見直しを行う。

【中期計画】

- ② 学部長や附属機関の長については、その権限と責任を明確化し、中期目標や中期計画をはじめとした全学的な方針に基づいた運営を図るため、学部や附属機関の運営に関する責任者として位置づける。

- ② 各学部に学科長（総合管理学部はコース長）を設置し、それぞれが責任を持って各学科（コース）の運営に当たるとともに、学部長の指揮の下、協力して円滑な学部運営に努める。
また、研究科長のうち1人を教育研究会議の委員とすることにより、大学院の意向をより反映しての教育研究についての審議ができるような体制とする。

【中期計画】

- ③ 学内における合意の形成及び円滑な実施を図るため、理事長を議長とした運営調整会議を設置する。併せて委員会中心の学内の意思形成を図るため、各委員会の再編統合を行う。

- ③ 理事長を議長とする運営調整会議を定期的で開催し、円滑な組織運営に心がける。また、学科長、コース長の設置を機に、各委員会の再編統合について検討を行う。

【中期計画】

- ④ 運営調整会議については、理事長と学長のリーダーシップに基づく執行の確保と学内での意思形成との両立及び調和を図るため、委員会、学部教授会及びプロジェクトチームとの企画及び執行調整体制を確立する。

- ④ 運営調整会議において、経営会議、教育研究会議及び理事会の事前調整のための審議を行う。また、各委員会、学部教授会及びプロジェクトチームでの審議状況の報告を受け、学内の十分な意思疎通に努める。
議題の整理を行い、会議の中で、自由に意見交換する時間をより多く確保でき

るよう工夫する。

【中期計画】

⑤ 教授会や研究科委員会については、その審議事項を各学部や研究科の教育研究に関する重要事項に精選する。

⑤ 教授会や研究科委員会に加え、学科会議、コース会議についても、定期的な開催、建設的な討議を通して教育研究活動の充実を図る。
また、それぞれの組織において、より一層議題の精選に努め、討議時間の確保に努める。

【中期計画】

⑥ 事務局については、教員と事務局職員との協力連携による一体的運営を図るため、体制を強化する。

⑥ 「もやいすと」育成プログラムや教員対象FDへの事務職員の参加や、SDへの教員の参加などを通じ、事務局の事務や情報の共有化を図ることによって、教員と事務局職員との協力連携による一体的運営を推進する。

【中期計画】

⑦ 適正で効率的な大学運営を行うため、会計処理におけるチェック体制の整備など内部監査体制について検討するとともに、監事による業務監査及び会計監査を適切に実施し、業務に反映させる体制を整備する。

⑦ 平成18、19年度の検討を踏まえた事務処理の体制、手法に基づき、適切な事務処理を推進する。

【中期目標】

(2) 意思決定過程及び実施過程の明確化及び効率化を図る。

【中期計画】

(2) 意思決定過程及び実施過程の整備
経営に関する事項と教育研究に関する事項について、調整の効率化を図るため、それぞれのプロセスを整備し明確化するとともに、運営調整会議を中心に全体の調整を行う。

(2) 意思決定過程及び実施過程の整備

理事会、経営会議、教育研究会議での十分な審議を担保するため、運営調整会議のあり方について、審議事項の見直しを含めさらなる改善に努める。

【中期目標】

(3) 学内の人材や情報の有効活用と学外者の積極的な参画を図る。

【中期計画】

(3) 学内の人材や情報の有効活用と学外者の積極的参画
バランスのとれた組織運営を行うため、学内の人材や情報を掘り起こし、その有効活用を図るとともに、学外理事や各審議機関の学外委員との十分な情報の共有化を図りつつ、これらを通して学外からの情報を広く取り入れる。

(3) 学内の人材や情報の有効活用と学外者の積極的参画

各種プロジェクトへの学内教職員の登用など学内の人材発掘を図る。また、学外理事、経営会議・教育研究会議・地域連携支援委員会の学外委員を学内向けの研修講

師として招き、広く学外からの情報の取入れに努める。

【中期目標】

(4) 学生の視点に立った大学運営を進める。

【中期計画】

(4) 大学運営への学生意見の反映
大学の運営に関し、学生への情報の開示に努めるとともに、学生の意見を反映させるための仕組みを検討する。

(4) 大学運営への学生意見の反映

ホームページや広報誌などを利用して、学生に対し大学の運営に関する情報を開示する。また、「学長への提言広場」（電子メール）について、制度の見直しを行い、学外の端末からも提言が送信できるようシステムを改善する。

【中期目標】

2 教育組織の見直しに関する目標

現代社会や地域のニーズの変化に対応しつつ、教育研究に関する目標を達成するため、学部学科や附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、適切に対応する。

【中期計画】

2 教育組織の見直しに関する目標を達成するための取組

(1) 学部・学科等の再編

教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応した教育を行うための検討を不断に行い、必要に応じて学部・学科等の再編、見直しを行う。

2 教育組織の見直しに関する目標を達成するための平成20年度計画

- (1) 平成20年度から、文学部及び環境共生学部においては学科制（文学部にあつては、日本語日本文学科、英語英米文学科、環境共生学部にあつては、環境資源学科、居住環境学科、食健康科学科）を完全実施し、それぞれに学科長を配置して、責任ある教育組織運営を行う。総合管理学部については、学科の下に4コース（パブリック・アドミニストレーション、ビジネス・アドミニストレーション、情報管理、地域・福祉ネットワーク）を置き、ここにコース長を配置して、責任ある教育組織運営を行う。（再掲）

【中期計画】

(2) 地域連携センターの設置

地域や産業界との連携による研究活動の促進を図り、積極的な県民ニーズへの対応や研究成果の還元を図るため、地域貢献の総合窓口として「地域連携センター」を設置し、コーディネーターや職員を配置する。

- (2) 地域連携コーディネーターを中心に、学内の教職員や学外の人材を活用し、県民ニーズへの対応や研究成果の還元等、学際的な地域貢献を推進する。（再掲）

【中期計画】

(3) 学術情報メディアセンターの設置

附属図書館、外国語教育センター及び中央コンピュータ室を「学術情報メディアセンター」に統合し、IT化の推進による業務の効率化を図りながら、学内はもとより地域をも視野にいたした学術情報サービスの提供について検討し、実施する。

- (3) 電子メールの改善について、ウェブメール（※47）への移行を視野に置き、セキュリティ確保、利便性、効率性等の点からの具体的検討を行う。
- (4) 学内貴重書誌の展示・ホームページ公開を継続する。
- (5) 創立60周年を記念して、図書館に本学の歴史資料コーナーを整備する。

【中期目標】

3 人事の適正化に関する目標

教育研究活動を活性化するための人事・評価制度を構築する。

【中期計画】

3 人事の適正化に関する目標を達成するための取組

(1) 教員の職務の特殊性を踏まえ、創造性や専門性がより発揮できるよう裁量労働制の導入を検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 裁量労働制による服務管理を行いつつ、アンケート等も行うことで制度検証する。
教員から毎月提出される勤務時間等申告書も参考に健康管理を徹底する。

【中期計画】

(2) 地域貢献、産学連携等を一層促進するため、兼業・兼職制限の基準の緩和を図る。

(2) 平成18年度に策定した基準に基づき、兼業・兼職制度を適正に運用する。

【中期計画】

(3) 教職員個人の業績をより適正に評価する制度を検討するとともに、その評価結果を、社会一般の情勢を考慮し、教職員の給与や処遇に反映させる仕組みを検討する。

(3) 現行の個人評価制度とその評価結果の活用法等について、組織を設置し、検討を行う。

【中期計画】

(4) 教員の採用は、公平性・透明性を確保するため、原則として公募制とする。

(4) 原則公募制の基準に基づく採用を行う。

【中期計画】

(5) 多様な知識又は経験を有する教員の交流を進め、教育研究を活性化させるため、全教員を対象として任期制の導入を検討する。

(5) 特別教員制度については、その趣旨を踏まえ、効果的な運用を図る。任期制については、法制度の趣旨を踏まえ、適宜、導入を図る。

【中期計画】

(6) 事務組織機能を充実させるため、学内外での研修等の実施・活用により大学特有の業務に精通した専門性の高い事務職員を養成するとともに、法人独自の事務職員の採用についても検討する。

(6) 平成19年度に策定したSD計画（中期）に沿って研修を順次実施し、大学職員としての専門性を身につけた事務職員の育成に努める。
また、法人独自の事務職員の採用について、制度と財政の両面から検討を行う。

【中期計画】

(7) 質の高い教育研究機能を保ちつつも定数管理を適切に行い、効率的・効果的な人的資源の配分を推進する。

(7) 各学部で作成した人事計画案について、平成20年度は全学的な検討を行う。

【中期目標】

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務の簡素化・合理化を進めるとともに、効率的な事務処理を図る。

【中期計画】

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための取組

(1) 事務の簡素化・合理化の推進

- ① 事務事業の点検を行い、事務事業の見直しを進める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 事務の簡素化・合理化の推進

- ① 平成19年度に実施した事務事業の点検・棚卸しのフォローアップを行うとともに事務事業の改善に取り組む。

【中期計画】

- ② 人的資源を有効に活用するため、事務事業の外部委託の可能性を検討し、可能なものから推進する。

- ② 外部委託が適切な事務事業については、可能なものから適宜実施する。

【中期計画】

- ③ 大学の情報管理体制のあり方を検討するとともに、情報の有効活用を図る。

- ③ 平成19年度に策定した情報セキュリティポリシーに基づく対策を実行するため、各業務・システムごとの実施手順書の策定・検討を行う。また、学内で保有する情報資産の適正な管理を行う。

【中期計画】

(2) 効率的な事務処理の推進

各種事務事業に係る業務マニュアルの作成や情報の共有化などにより、各組織の役割を明確化し、連携強化により、円滑な事務処理を図る。

(2) 効率的な事務処理の推進

平成19年度に実施した事務事業の点検・棚卸しのフォローアップを行うとともに事務事業の改善に取り組む。(再掲)

【中期目標】

IV 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

- (1) 授業料等学生納付金の適切な料金設定を行うとともに、その他の自己収入の獲得に努めることにより、安定的な財政基盤を確立し、教育研究環境の向上を図る。

【中期計画】

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための取組

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための取組

- (1) 授業料等学生納付金については、教育内容や環境の整備状況、他大学の動向、社会状況の変化等を総合的に勘案しながら設定する。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するための平成20年度計画

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための平成20年度計画

- (1) 平成19年度における分析結果や新たな状況変化等を踏まえ、公立大学における学生納付金の適切な料金設定について基礎的な検討を行う。

【中期計画】

- (2) 授業公開講座受講料、施設使用料等多様な収入源の確保に努める。

- (2) 既存の収入源の着実な確保に努めるとともに、他大学の実情も参考に新たな収入源導入の可能性について検討する。

【中期目標】

- (2) 法人として高度な研究活動を維持・向上させるため、外部研究資金の獲得に努める。

【中期計画】

- (3) 科学研究費補助金等の競争的資金や受託研究、共同研究、教育研究奨励寄付金について、全教員の申請、受託等を目標とし、採択件数及び獲得額の増加を図る。

- (3) 科学研究費補助金等の外部研究資金について、全教員の応募を目指し、申請に向けた準備のための説明会等の開催や、公募情報の収集・提供を行う。
また、学部長、研究科長を中心に、外部資金獲得に向けた意識啓発を行う。
外部資金を使った研究事例（研究活動）集の編集を検討する（再掲）

【中期計画】

- (4) 各種研究助成金等の公募情報の収集・提供及び申請事務等について支援体制の充実を図る。（再掲）

- (4) 各種研究助成金等の公募情報について、ホームページや電子メール等により各教員の研究内容に応じたきめ細かな情報提供に努める。
また、各学科の資料室等に助成団体要覧、助成金ガイドを備え付ける。
さらに、助成団体のホームページ等に掲載される公募情報の収集に努める。（再掲）

【中期目標】

2 経費の抑制に関する目標

大学の業務全般について効率的な運営に努め、事務の合理化等を推進することにより、経費の抑制に努める。

【中期計画】

2 経費の抑制に関する目標を達成するための取組

(1) 経費の効率的、効果的活用を図るため、教職員等に対し、コスト意識の涵養に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 経費に関する情報を教職員に適宜提供しながら、経費節減に関する意識啓発に継続して努める。

【中期計画】

(2) 経費全般についての点検を行い、その結果を全学的にフィードバックし、業務運営の改善に活用する。

(2) セグメント単位での財務分析を継続しながら、これを参考にした予算の編成を行う。

【中期計画】

(3) 事務処理の迅速化、効率化を図り、経費の抑制に努めるため、金融機関とのオンラインシステムの構築、契約方法の見直しを行う。

(3) 金融機関とのオンラインシステムにより、迅速、確実な事務処理を行う。
また、個々の契約について、事務の合理化、経費抑制という観点から随時見直しを行う。

【中期計画】

(4) 定型業務については、費用対効果を考慮しながら外部委託を検討する。

(4) 外部委託が適切な事務事業については、可能なものから適宜実施する。(再掲)

【中期目標】

3 資産の運用管理の改善に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、経営的視点を踏まえつつ資産の効果的・効率的な活用を図る。

【中期計画】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための取組

(1) 資金管理については、安全性及び流動性の観点から常に分析調査を行いながら効率的な運用に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 法人化後2年間の月別資金繰り分析に基づき、資金運用の具体を検討し、可能なものから実施する。

【中期計画】

(2) 土地・建物等の資産については、適切な維持・管理を行い、常に、最も有効な利用状態になるよう努める。

(2) 平成17年度に策定した建物保全計画及び平成19年度策定の設備更新計画に基づき、平成20年度は、大講義棟外壁工事、教育研究機器の更新等の施設・設備の整備を行う。(再掲)

【中期計画】

(3) 教育研究活動を妨げない範囲内で、利用者に応分の負担を求めつつ、学外へ施設の貸し出しを行う。

(3) 平成18年度に制定した固定資産等貸付規程及び貸付料算定基準に基づき、学外へ施設の貸し出しを行う。

【中期目標】

V 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標

自己点検及び評価を定期的実施するとともに、第三者機関による外部評価を受け、これらの評価結果を教育及び研究並びに組織及び運営の改善に活用する。

【中期計画】

V 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標を達成するための取組

- 1 教育、研究、地域貢献及び組織、運営に関して、自己点検及び評価を継続して実施する。

V 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標を達成するための平成20年度計画

1 教育

学士課程教育については、特に学科長・コース長の設置及びFDの義務化が行われることから、その取組状況について、点検・評価を実施する。

大学院教育については、特に義務化されたFDが組織的な取組となっているか、点検・評価する。

2 研究

科学研究費補助金など外部研究資金の獲得に向けた取組について、点検・評価する。

3 地域貢献

包括協定を締結した企業及び自治体との取組の状況について、点検・評価する。

4 組織及び運営

学科長・コース長が設置されることから、学科・コースの運営状況について、点検・評価する。

また、法人化後2年が経過することから教育研究組織と事務組織との協力連携状況について、点検評価する。

【中期計画】

- 2 自己点検及び評価のためのシステム並びに評価実施体制の定期的な改善及び見直しを行う。

- 5 平成18年度に策定した自己点検・評価の基本方針を踏まえ、事業年度の業務実績について、全学的な自己点検・評価を実施する。

また、平成22年度の認証評価受審を視野に入れた自己点検及び評価の実施体制の見直しを検討する。

【中期計画】

- 3 自己点検及び評価にあたって、学外者の意見を反映させるシステムを導入する。

- 6 年度計画の業務実績報告書等の作成にあたっては、審議機関の外部委員の意見を十分に反映させる。

【中期計画】

- 4 自己評価及び外部評価の結果を基に、教育、研究、地域貢献及び組織、運営についての年次改善計画を作成し、段階的な改善を行うとともに、次期中期計画に反映させる。

- 7 平成19年7月に（財）大学基準協会へ提出した改善報告書及びこれに対する協会からの検討結果の通知を再度確認することにより、教育・研究、大学運営等の改善をより一層促進させる。

【中期目標】

VI 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標

公立大学としての説明責任を果たし、大学の教育研究活動等について県民の理解を得るため、大学に関する情報を積極的に公表する。

【中期計画】

VI 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組

- 1 大学の基本理念、財務状況、中期目標・中期計画、自己点検及び評価の結果等の情報を、広報誌、ホームページ等複数の媒体を利用して公表する。

VI 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための平成20年度計画

- 1 戦略的な広報展開として、ホームページについては、ウェブアクセシビリティ(※48)の視点に留意してリニューアルに努める。特に、全国大学サイト・ユーザビリティ調査報告書(日経BPコンサルティング)において、評価の低かった部分について改善を行う。

また、定例記者会見を年3回実施する。

学報「春秋彩」を大学広報誌としてリニューアルし、発行する。

さらに、本学のステークホルダー(※49)の一員である保護者に対し、教育研究への理解を得る一助として、キャンパス見学会を開催する。

鹿児島と宮崎において大学広報を兼ねた熊本県立大学講演会を開催する。

卒業生を主な対象として大学歴史資料の収集、並びに寄附金の募集に係る広報活動を開始する。また、大学の年間活動を記録した年報を発行する。

【中期計画】

- 2 シラバス及び教育研究活動の成果をデータベース化し、学内、学外からのニーズに対応できるシステムを構築する。

- 2 シラバス及び教育研究活動の成果をホームページに掲載した研究者情報について、次のとおり実施する。

- (1) シラバス平成19年度に導入した電子シラバスシステムにより、平成20年度シラバスを、4月から大学ホームページ上で公開し、学内外から利用できるようにする。(再掲)

- (2) 研究者情報平成19年度に導入した研究者情報入力システムを活用し、教員各人の研究成果等の公表を促進する。(再掲)

【中期計画】

- 3 広報活動を一元的かつ効率的に行う体制を整備する。

- 3 広報広聴システムに基づく広報広聴活動の充実を図る。

- (1) 本学のユニバーシティ・アイデンティティ(※50)の構築に向けた取組を始める。

- (2) 様々なステークホルダーへの広報活動を戦略的に行う。

- (3) 外部からの提言を受けるためのシステムを大学ホームページに開設する。

【中期目標】

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保つため、既存の施設設備の適正な維持・管理、計画的な整備・改修を進めるとともに、施設設備の有効活用を推進する。なお、整備・改修に当たっては、ユニバーサルデザイン、環境保全などに十分配慮する。

【中期計画】

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための取組

(1) 施設設備の現状を点検調査し、その結果に基づき、既存施設設備の更新、維持・管理や大規模改修、あるいは寄附金等の活用による新規施設の建設や、高額機器類の購入について、中・長期的視点に立ち、計画的に実施する。

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するための平成20年度計画

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 平成17年度に策定した建物保全計画及び平成19年度策定の設備更新計画に基づき、平成20年度は、大講義棟外壁工事、教育研究機器の更新等の施設・設備の整備を行う。(再掲)

【中期計画】

(2) 教育・研究を行うための良好な施設設備環境を提供することを念頭に、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した施設設備の整備を行う。

(2) 施設設備については、平成17年度に策定した建物保全計画及び平成19年度策定の設備更新計画に基づき、平成20年度は、大講義棟外壁工事、教育研究機器の更新等の施設・設備の整備を行う。また、サイン計画については、平成19年度に定めた基本的な方針を踏まえ、順次整備する。「環境白書2007」において提案した大学が取り組む環境への配慮をさらに進める。

【中期計画】

(3) 施設設備の利用状況を定期的に点検し、有効活用のための施策を検討する。

(3) 施設設備の利用状況の点検を続けながら、有効活用のための施策について検討する。

【中期目標】

2 安全管理に関する目標

教育研究環境において、教職員及び学生の安全と健康の確保に努める。

【中期計画】

2 安全管理に関する目標を達成するための取組

(1) 安全・衛生管理を総合的に行う体制を整備する。

2 安全管理に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 教職員に危機管理マニュアルの周知徹底を行うとともに、マニュアルに基づく適正な危機管理に努める。

【中期計画】

(2) 安全・衛生管理に対する教職員及び学生の意識向上を図り、事故を防止するため、定期的に研修を実施する。

(2) 教職員に対し、危機管理マニュアルの周知徹底を行う。また、マニュアルに基づく訓練等を実施する。

交通安全等について、定期的に注意喚起の通知を行い、事故の未然防止等に取り組む。

【中期計画】

(3) 有害・危険物薬品等の危険物取り扱いについては、取り扱いや管理状況、マニュアルを再点検し、安全管理に努める。

(3) 平成19年度に実施した毒物・劇物等の保管量調査を基に、管理状況の点検を行い、安全管理に努める。

【中期計画】

(4) 大学で取り扱う個人情報について、個人情報保護法等を踏まえ、情報セキュリティ対策を講じる。

(4) 平成19年度に策定した情報セキュリティポリシーに基づく対策を実行するため、各業務・システムごとの実施手順書の策定・検討を行う。また、学内で保有する情報資産の適正な管理を行う。(再掲)

【中期目標】

3 人権に関する目標

社会における大学の責任を踏まえ、人権尊重の理念に関する教育・啓発を推進し、人権が不当に侵害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないよう、全学的取組を進める。

【中期計画】

3 人権に関する目標を達成するための取組

(1) セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の人権侵害を防止するため、相談、啓発、問題解決などに全学的に取り組む体制を整備する。

3 人権に関する目標を達成するための平成20年度計画

(1) 学生及び教職員に対する人権侵害に関する相談体制の充実を図る。また、人権侵害防止、排除に関する研修・啓発活動を実施する。(再掲)

【中期計画】

(2) 教職員及び学生の意識向上を図るため、定期的に人権に関する研修や啓発活動などを実施する。

(2) セクシュアル・ハラスメントの調査を継続実施し、その結果を踏まえ、教職員を対象とした研修会等を実施することで、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に努める。(再掲)

Ⅷ 平成20年度予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 平成20年度予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
授業料収入	1,090
入学金収入	135
検定料収入	39
受託研究等収入	31
寄附金収入	25
運営費交付金	989
雑収入	14
計	2,323
支出	
教育研究経費	1,743
一般管理費	549
受託研究費等	31
計	2,323

[人件費の見積り]

期間中総額1,464百万円を支出する。（退職手当は除く。）

2 平成20年度収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2,325
経常費用	2,325
業務費	2,094
教育研究経費	560
受託研究費等	31
役員人件費	66
教員人件費	1,064
職員人件費	373
一般管理費	111
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	120
臨時損失	0
収入の部	2,325
経常収益	2,325
授業料収益	1,090
入学金収益	135
検定料収益	39
受託研究等収益	31
寄附金収益	25
運営費交付金	939
雑益	14

資産見返運営費交付金戻入	27
資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 平成20年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,687
業務活動による支出	2,301
投資活動による支出	50
財務活動による支出	72
翌年度への繰越金	264
資金収入	2,687
業務活動による収入	2,323
授業料収入	1,090
入学金収入	135
検定料収入	39
受託研究等収入	31
寄附金収入	25
運営費交付金による収入	989
雑収入	14
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	364

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

XII その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
講義棟等外壁工事等	総額 50	運営費交付金

○ 用語の解説

※1 入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）

大学が受験生に求める能力、意欲、適正、経験などについて、大学の考えをまとめた基本的な方針。

※2 オープンキャンパス

入学希望者を対象とした説明会や学校見学会。学科・専攻の教育研究内容、カリキュラム、施設等の情報について周知広報を行うことを目的に、説明会、模擬授業、施設見学会を行う。

※3 長期履修制度

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修して卒業する制度。（文部科学省HP）

※4 A〇入試

学力だけでは判断することのできない意欲や向上心に満ちた学生を選抜するための入学者選抜方法。

※5 高大連携 SUMMER COLLEGE

高等学校と大学との連携をより深めるため、高校生等が大学の教育・研究に触れる機会として、各学部が多種多様な講座を開講するもの。創立60周年記念事業として平成19年度に実施。8月4日（土）・5日（日）の二日間に計42講座開講し、約500名が参加。

※6 カリキュラム

教育課程。学校教育の内容・計画を発達段階や学習目的に応じて配列したもの。（文部科学省HP）

※7 キャリアデザイン教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。（文部科学省HP）。現在いくつかの大学で実施されているキャリア教育は、3つのタイプに分類可。

①就職指導（自己理解（分析）・論文作成能力の向上、職業・産業界理解、個別面接指導を通しての進路先選び・職業資格取得指導等）。②学生のキャリアデザイン、キャリア開発力を育成する学科・学部の開設。③既存の大学のカリキュラムを活かしたキャリア発達支援のプログラムの導入。（文部科学教育通信 2005. 2. 28 No. 118 「シリーズ・キャリアデザイン論④」から抜粋）

※8 プレゼミナール

1年次の学生を対象に、プレゼンテーション能力等、学生の基礎的学習能力を高めることを目的とした少人数形式の教養演習。

※9 キャリアフォリオ（ポートフォリオ）

ポートフォリオは「紙ばさみ」を意味し、本学では学生1人ひとりが大学での学習内容や様々な活動を記録するポートフォリオを「キャリアフォリオ」と呼び、学生にファイルを配付している。

※10 インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。（中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」）

※11 キャリアガイダンス

学生が自己の適性を理解した上で、主体的に進路を選択できるよう援助したり、職業観や職業に関する知識・技能を養成する活動。（熊本県立大学改革基本方策）

ガイダンス：進路や行動の方針の選択・決定に当たり、助言・援助すること（2003 文部科学白書）

※12 「もやいすと」育成プログラム

本学における地域課題解決（地域貢献）と教育を結びつけた地域研究教育充実のためのプログラム（平成17年度開始）。学生が地域づくりのキーパーソンとして地域の人々と

協働して地域の活性化を図るため、問題発見と解決の方策を考えることができるよう支援するプログラム。（「もやう」とは船をつなぐことや、人々が集まって一緒に何かを行うという意味。）（熊本県立大学「もやいすと」説明資料）

※13 新熊本学

地域の特色を理解し、現実の課題に関心を持ち、その解決方法に関する実践的知識やスキルを身につけるための素地を育成するため、熊本の文化・文学、自然・環境、産業等をテーマにした全学共通の教養科目（一部専門科目で実施）として平成15年度から開設。地域の多彩な人材を講師として積極的に活用している。平成20年度は、教養科目6科目、専門科目1科目（文学部）を開講。

※14 包括協定

熊本県立大学と自治体・企業等が、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくり等様々な分野において相互に協力することを目的として締結する協定。平成20年3月末現在、9市町1企業（小国町・あさぎり町・和水町・菊陽町・天草市・水俣市・宇城市・菊池市・大津町、富士電機システムズ株式会社）との協定を締結している。

※15 フィールドワーク

現実的課題や地域課題に関心を持ち、対応できる能力を高めるため、学習テーマの素材を地域のフィールドに求め、「理論を現場（地域）に学ぶ」ことを徹底した体験的、実践的な学習方法。

※16 TOEFL® (Test of English as a Foreign Language)

1964年に英語を母国語としない人々の英語力を測るテストとして、米国非営利教育団体である Educational Testing Service (ETS) により開発。現在 TOEFL テストのスコアは、約110ヶ国、6,000以上の機関で英語運用能力の証明として使われている。（ETS プロダクツ公式HP）

※17 TOEIC® (Test of English for International Communication)

英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストであり、世界約60ヶ国で実施されている。（TOEIC®HP）

※18 FD (Faculty Development)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称である。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施、センター等の設置などを挙げることができる。（文部科学省HP）

※19 シラバス

授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、その他履修する上で必要となる要件について記した授業計画のこと。（2003 文部科学白書）

※20 特別教員制度

学外の多様で優れた人材を柔軟に活用することで、本学の教育研究の展開と活性化を図ることを目的とする制度。客員教授、特任教授並びに特別講師により構成される。

※21 アドミニストレーション

「管理」と訳されるが、ここでいう「管理」とは、人と人とをスムーズに協力させて、ある目標を達成するにはどうすれば最もよいかを考え、実践していくこと。たとえば、国や都道府県、市町村などの行政機関や、さまざまな企業だけでなく、市民のボランティア団体などでも「管理」が必要になる。そのためには、行政、社会、政治、法律、経営、経済、倫理哲学などの幅広い知識、能力、スキルが必要。（熊本県立大学HP）

※22 システムアドミニストレータ

企業内のシステム管理者の能力を認定する国家資格の一つ。経済産業省の指定試験機関である財団法人日本情報処理開発協会の情報処理技術者試験センターによって試験が行なわれている。企業内システムの利用者の立場から、システム管理者などへの提言や要望提起を行なうことによって、システムの整備を促進することを目的とする。資格取

得のための試験は年に2回(4月と10月)実施されている。上位資格には「上級システムアドミニストレータ」がある。(IT用語辞典)

※23 後援会

熊本県立大学の場合、在学生の保護者などを会員として組織されており、大学の教育事業を後援し、大学と家庭及び社会との協力によって、大学教育の成果をあげることを目的としている。(熊本県立大学広報誌)

※24 TA (Teaching Assistant)・TAD (Teaching Assistant Development)

TAは、学部学生等に対するチュータリング(助言)や実験、実習、演習等の教育補助業務(具体的には、演習のディスカッションリーダー、レポート・試験等の採点など)を行い、これに対する手当を支給される大学院学生等を指す。(文部科学省HP)

TADとは、TAの資質向上のための組織的な取り組みを意味する。

※25 CALL (Computer Assisted Language Learning の略称)

コンピュータ支援語学学習。本学では、CALLシステムを導入し、学内のイントラネット環境を活用して英語を学習するネットワーク型マルチメディア学習システムを用いて、授業内外での英語学習ができる環境を整備した。

※26 e-ラーニング

パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行なう場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。(IT用語辞典)

※27 単位互換制度

協定を結んだ他の学校での履修を認め、単位認定する制度。

※28 RA (Research Assistant) 制度

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。(中央教育審議会「新時代の大学院教育」中間報告)

※29 SD (Staff Development)

教員に加え事務職員や技術職員など、教職員全員を対象とした、管理運営や教育研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。(中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」)

※30 GPA (Grade Point Average) 制度

授業科目ごとの成績評価を5段階(A, B, C, D, E)で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均を出して、その一定水準を卒業の要件などとする制度のこと。(2003 文部科学白書)

※31 履修科目登録単位数上限の設定

学生が、授業科目毎の学習時間を十分に確保し、充実した学修が展開できるよう、1年間あるいは1学期間に履修科目として登録できる単位数に上限を設定すること。CAP(キャップ)制とも言う。

※32 オフィスアワー

授業科目等に関する学生の質問相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯のことであり、その時間内であれば、学生は基本的に予約なしに研究室を訪問することができる。(中央教育審議会「新時代の大学院教育」)

※33 学長特別交付金制度

学長のリーダーシップに基づき、教員の積極的な教育・研究等の活動を推進するため、学際的教育のための研究事業など特徴ある事業に予算を重点配分する制度。(学長特別交付金実施要項)

※34 地域貢献研究事業

熊本県立大学における学術の振興を図るとともに、地域社会に積極的に貢献するための研究等の促進を図るための事業。設立団体である熊本県からの交付金により、県の各

所属が抱える政策課題に関する研究テーマについて、熊本県立大学が研究を行う。

※35 受託調査・受託研究

受託調査：教育の一環として、地域が抱える課題について自治体からの委託を受け、教員の指導の下で調査を行い、解決のための方策を提言する制度。

受託研究：専門的知識が必要な課題について、本学教員が企業や自治体から委託を受けて研究を行う制度。

※36 学際（interdisciplinary の訳）

複数の異なる学問領域が互いに関係すること。

※37 科学研究費補助金

様々な研究費のうち「研究者の自由な発想に基づくもの（学術研究）」に対して助成する補助金。この補助金は、あらゆる分野の優れた学術研究を格段に発展させることを目的とする日本の代表的な競争的資金（研究者などから提案された研究開発課題について、事前審査を経て配分される資金）であり、我が国の研究基盤を形成していくための基幹的経費。（2003 文部科学白書）

※38 連携大学院

学外の高度な研究水準をもつ独立行政法人や民間研究所の研究者を客員教授に迎え、大学院での研究指導を担当してもらうもの。

※39 出版助成制度

書籍の出版経費の一部を助成することで、書籍の出版を促す制度。書籍の出版は、教員の研究成果発表のひとつの方法であるが、経費がかかるため、実際には難しいことが多い。そこで、大学によっては、このような制度を創設し、研究成果の発表について経費的な面での支援を行っている。

※40 TLO（Technology Licensing Organization（技術移転機関））

大学の研究者の研究成果を発掘・評価し、特許化及び企業への技術移転を行う法人で、いわば大学の「特許部」の役割を果たす機関。大学発の新規産業を生み出し、技術移転（企業への特許権等の実施許諾）により得られた収益（実施料）の一部を更なる研究資金として大学や研究者に還元することで、大学の研究を活性化させる「知的創造サイクル」の原動力として期待されている。（文部科学省HP）

※41 産学官連携コーディネーター

文部科学省の「産学官連携活動高度化促進事業」の一環として、産学官の連携推進のために大学・高専等に配置されている者。共同研究の企画・契約・渉外等において、大学等では不足している分野での専門知識や実務経験を持った人材を配置し、産業界・地域社会に対し知識の移転、研究成果の社会還元を果たすことを目的としている。

※42 K-BIRD（Kumamoto - Business Innovation and Regional Development）

熊本県内の高等教育機関、試験研究機関、産学官連携に向けた取組を行っている各機関（TLO、テクノ財団、中小企業支援機構等）の担当者の連携強化を目的とした任意団体。熊本県立大学が熊本大学・電波高専・八代高専と共同で設置している文科省産学官連携コーディネーター（熊本大学リエゾンオフィスに在席）を中心として、各機関の研究者や事務担当者で構成されている。相互の連携を深めるため、定期的に産学官連携に関する勉強会・事例発表会等を実施している。

※43 リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育を含む。（中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」）

※44 CPD（Continuing Professional Development）教育

継続的職務能力開発、技術者の継続的な専門教育のことを指す。

※45 コンソーシアム

大学コンソーシアムという場合は「共同事業体」「協同研究体」のこと（2003 文部科

学白書) 本県においては、地域社会の教育や文化の向上、発展に寄与することを目的に、本学を含む県内 10 大学、1 短期大学及び 2 高等専門学校を構成メンバーに「高等教育コンソーシアム熊本」が平成 18 年 1 月に設立された。他県でも、地域の大学が協力・連携して、単位互換等の取組を行っている。

※46 くまもと県民カレッジ

誰もが入学でき、学ぶことができる、生涯学習のシステム。生涯学習推進センターが中核となって、市町村、大学等高等教育機関、民間カルチャー等の県内の様々な機関や団体と連携・協力し、講座や研修などの学習機会を体系的に県民の皆さんに提供する、生涯学習の総合支援システム。(県民交流会館「パレア」HP)

※47 ウェブメール

新規メッセージの作成・送信などをサーバ側で管理し、どこからでもメールをチェックしたり過去のメールを参照したりできる電子メールシステム。

※48 ウェブアクセシビリティ

高齢者・障害者を含む誰もが、インターネット上の一般のホームページ(ウェブサイト)へ容易にアクセスすることが可能であることをいう。ウェブアクセシビリティの確保は、すべての人々に対し、情報にアクセスする権利を保障するため、必要不可欠である。

※49 ステークホルダー

企業の利害関係者のこと。ここでは、熊本県立大学に強い関心を持つすべての人を指す。保護者、卒業生、県民など。

※50 ユニバーシティ・アイデンティティ

大学が社会での役割や自らの個性を確立し、それを学内外に表明することで、社会での知名度やイメージを向上させる一連の活動を指す。ユニバーシティ・アイデンティティは、シンボルやロゴタイプなどの視覚的な要素と、運営方針や戦略といった目に見えない要素から成り立つ。